お申し込みいただき、ありがとうございます

■申込時必要書類

以下の必要書類を、貴社送付状を添えてＦＡＸにてお送りください。

① 「連帯保証人代行サービス」および「家賃集金サービス」申込兼契約書（⑤原本→ジャックス用）
② 会社概要
③ 入居申込書（法人用）
④ 入居社員・同居人 確認書
⑤ 火災保険加入確認書
⑥ 新生活サポート申込書
~~⑦ エネチェンジ申込書（利用の場合のみ）~~
⑧ 安心入居サポート加入申込書兼加入書
⑨ 暴力団等反社会的勢力でないこと等に関する表明・確約書
⑩ 商業登記簿謄本
⑪ 健康保険証の写し
⑫ 運転免許証 または パスポートの写し（保有がない場合は、契約時に写真を提出）

★ ③は企業からの正式申込確認のため、社判（ゴム印または法人印）の押印が必要です。
★ ⑪⑫の身分証明書は、入居者全員分をご提出ください。
★ 社宅代行やリロケーション転貸の場合は、社宅規定をお知らせください。
★ 申込内容により、追加書類をご依頼する場合があります。

■保証会社利用必須（資本金１億円未満・社宅代行等のない企業様）

◇パナソニック　ホームズ賃貸サポート　家賃保証サービス

初回保証加入料：家賃・共益費等、月支払い総額の50%（駐車場等、付帯料含む）
月額事務手数料：月々のご請求金額の２%（消費税含む）

★ 家賃支払い方法は口座振替となります。（クレジット決済不可）
★ 初回保証料は、契約金受領時（①）または初回家賃振替時（②）のいずれかでご請求いたします。
★ 月額事務手数料は、お家賃の初回口座振替時よりご請求開始となります。
★ 更新保証料はございません。
★ 賃貸借契約更新月は、月々のご請求金額に更新料が加算されるため、月額事務手数料の金額が変動いたします。
★ 連帯保証人（法人の代表者）必須

■ご注意

以下に該当する場合は、申し込みをお受けできませんのでご注意ください。

★ 書類到着時のご連絡がない場合
⇒ 書類が届いていても、ご連絡がない場合はお受付いたしません。
ご連絡をいただいた順に意思確認のうえ、お受付となります。

★ 申込必要書類の不足、内容に不備がある場合
⇒ 個人情報の取り扱い上、書類は破棄いたします。書類をそろえてご再送ください。

★ キャンセル後の再申し込み不可
⇒ キャンセルされたお客様の再申し込みは、物件を問わずお受けしておりません。
仲介会社の変更も同様です。

パナソニック ホームズ不動産株式会社　東京東営業所
ＴＥＬ：03-5807-7778　ＦＡＸ：０３－5807-7788

『保証会社 および 連帯保証人不要（法人）』

【ご契約対象】　以下①～④のいずれかの条件に該当する企業

①株式上場企業
②資本金１億円以上の企業
③社宅代行会社をご利用の企業
④リロケーション転貸等をご利用の企業

※いずれの条件にも該当しない場合は、パナソニックホームズ賃貸サポート（JACCS）にてお申込みください。

【ご契約条件】

解約予告	：	甲より６ヶ月前、乙より１ヶ月前
家賃支払い方法	：	翌月分を当月末までに振込
賃料改定	：	甲乙協議の上
会社謄本	：	不要
原状回復	：	自然損耗・経年劣化は貸主負担
鍵交換費用	：	借主負担（契約時）※新築除く

【必 要 書 類】　①入居社員 および 家族の身分証明書（全員分）

・運転免許証
・健康保険証

※マイナンバーカードはお受付できません。

②社宅規定等

・企業規定 および 費用負担区分（法人or入居社員）等を記したものをご提出ください。

東京都新宿区下落合2丁目5番10号
SRSビル
株式会社ルームグリーン
電 話03(6908)0133(代)

FAX 03-6908-0356

「お客様の個人情報の保護」について

この度は弊社管理物件へお申込みいただき、誠にありがとうございます。

弊社は、お客様からお寄せいただきました個人情報を保護することが、事業活動の基本であるとともに、重大な責務と認識しております。

以下では、「個人情報の保護に関する法律」にもとづく所定の事項を、お知らせいたします。

【利用目的】

お客様の個人情報は、次の目的で利用させていただきます。

① 不動産の売買・仲介・賃貸・管理等の取引に関する履行、情報・サービスの提供
② 不動産の売買・仲介・賃貸・管理等の取引に関する契約の締結・履行
③ 上記①②の利用目的の達成に必要な個人情報の第三者への提供
④ お客様の家づくりのご計画のサポートに関するご連絡・ご案内・ご提案等の情報提供と営業活動
⑤ お客様の家づくりのご計画に関する契約の締結・履行
⑥ 上記④⑤の利用目的の達成に必要な調査、分析、審査、申請・申込み等の手続き
⑦ パナソニック ホームズグループ会社の営業・建設・設計等の業務改善や商品の企画・開発・改善等
⑧ マーケティング活動の実施
⑨ その他、上記に付帯・関連する事項（火災保険の手続き、新生活サポートなど）

【第三者への提供】

お客様の不動産に関する情報、お名前・ご住所等の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で書面・郵便物・電話・インターネット・電子メール・広告媒体等により、第三者（※）に提供させていただきます。なお、ご本人からお申し出をいただきました場合には、第三者への提供を停止いたしますので、お申し出をいただきますよう、お願いいたします。

※ 提供する第三者の具体例

契約の相手方となる者・その見込客、他の宅地建物取引業者、インターネット広告の掲載業者・団体、指定流通機構（物件登録、成約通知・同機構のデータを利用しての営業、価格査定等の実施）、登記等に関する司法書士・土地家屋調査士、融資等に関する金融機関、不動産管理等に関する管理会社、火災保険を取り扱う保険会社、契約開始時のライフライン案内・インターネット導入等のサポート会社 等

※ 個人情報の提供をご希望されない場合

お客様ご自身の判断により、個人情報を提供しないことが可能です。しかし、その場合には、パナソニック ホームズグループが提供するサービスをご利用できませんので、ご了解ください。

パナソニック ホームズ不動産株式会社

お客様の個人情報の保護」について

パナソニック ホームズ不動産株式会社

この度は、誠にありがとうございます。
弊社は、お客様からお寄せいただきました個人情報を保護することが、事業活動の基本であるとともに、重大な責務と認識しております。
以下では、「個人情報の保護に関する法律」にもとづく所定の事項を、お知らせいたします。

【利用目的】

お客様の個人情報は、次の目的で利用させていただきます。
①不動産の売買・仲介・賃貸・管理等の取引に関する履行、情報・サービスの提供
②不動産の売買・仲介・賃貸・管理等の取引に関する契約の締結・履行
③上記①②の利用目的の達成に必要な個人情報の第三者への提供
④お客様の家づくりのご計画のサポートに関するご連絡・ご案内・ご提案等の情報提供と営業活動
⑤お客様の家づくりのご計画に関する契約の締結・履行
⑥上記④⑤の利用目的の達成に必要な調査、分析、審査、申請・申込み等の手続き
⑦パナソニック ホームズグループ会社の営業・建設・設計等の業務改善や商品の企画・開発・改善等
⑧マーケティング活動の実施
⑨その他、上記に付帯・関連する事項（火災保険の手続き）

【第三者への提供】

お客様の不動産に関する情報、お名前・ご住所等の個人情報は、利用目的の達成に必要な範囲で、書面・郵便物・電話・インターネット・電子メール・広告媒体等により、第三者（※）に提出させていただきます。

なお、ご本人からお申し出をいただきました場合には、第三者への提供を停止いたしますので、お申し出をいただきますよう、お願いいたします。

※提供する第三者の具体例
契約の相手方となる者・その見込客、他の宅地建物取引業者、インターネット広告の掲載業者・団体、指定流通機構（物件登録、成約通知・同機構のデータを利用しての営業、価格査定等の実施）、登記等に関する司法書士・土地家屋調査士、融資等に関する金融機関、不動産管理等に関する管理会社、火災保険を取り扱う保険会社　等

※個人情報の提供をご希望されない場合
お客様ご自身の判断により、個人情報を提供しないことが可能です。
しかしその場合には、パナソニック ホームズグループが提供するサービスをご利用できませんので、ご了解ください。

株式会社 Casa　個人情報取扱規程

保証委託契約又は賃貸保証契約（以下総じて「保証契約」といいます。）の賃借人、賃貸人並びに連帯保証人（申込中の場合を含み、以下これらの者を「申込者等」といいます。）は、株式会社 Casa（以下「当社」といいます。）が、本規程に従い、個人情報を取扱うことに同意します。

第1条（個人情報）
当社が取扱う「個人情報」とは、次の各号に掲げる個人に関する情報をいいます。
① 保証委託申込書、保証委託契約書及び賃貸保証契約書等に記載された賃貸人、賃借人、連帯保証人、緊急連絡先及び同居人の氏名、性別、生年月日、住所、電話番号、メールアドレス、口座情報、国籍、職業、勤務先名称、勤務先住所、勤務先電話番号及び収入額その他の事項（契約締結後に届け出られた変更後の情報を含みます。）。
② 保証契約における被保証債務に関する賃貸物件の名称、所在地及び賃料等の契約情報。
③ 保証契約締結可否の判断のため申込者等より知りえた生活保護受給理由（傷病歴等を含みます。）の情報。
④ 保証契約に関する賃料支払状況等の取引情報及び申込者等との交渉内容。
⑤ 運転免許証、パスポート及び在留カード等に記載された本人確認及び審査判断のための情報。
⑥ 個人の肖像又は音声を磁気的又は光学的記録媒体等にて記録された映像又は音声情報。
⑦ 当社が適正かつ適法に取得した住民票等公的機関が発行する書面に記載された事項。
⑧ 裁判所等公共機関、官報、マスメディア、電話帳又は住宅地図等において公開されている情報。
⑨ 個人情報開示等の請求に関して当社が取得した情報。

第2条（個人情報の利用目的）
当社は、次の目的のために個人情報を利用します。また、あらかじめ本人の同意を得ることなく利用目的の範囲を超えて個人情報を利用いたしません。
① 保証契約の締結可否の判断のため。
② 保証契約の締結、履行（保証委託料の請求及び受領確認業務を含みます。）のため。
③ 保証契約の履行に係る事前及び事後求償権行使を含む適切な債権の管理、行使のため。
④ 保証契約の適切な管理（保証契約終了後における必要な管理を含みます。）の実施のため。
⑤ 保証契約に係る賃料管理業務及び集金代行業務。
⑥ 賃貸借契約の履行及び管理並びに契約終了後の債権債務の精算を行うため。
⑦ 不動産の斡旋および仲介業務のため。
⑧ ご意見、ご要望又はご相談等について、確認、回答又はその他対応を行うため。
⑨ 個人情報開示等の請求に対応するため。
⑩ 当社及び当社提携企業が提供する申込者等にとって有用と思われる商品やサービスを紹介するためのカタログ、DM、試供品等の送付又はアンケートの発送のため。
⑪ その他上記各号の目的を遂するために必要となる付随業務の実施のため。

第3条（個人情報の第三者への提供）
当社は、以下に該当する場合を除くほか、個人情報を第三者に提供いたしません。
① 前条各号の利用目的の範囲内において賃貸人、賃借人、宅地建物取引業者、賃貸物件管理会社、連帯保証人、緊急連絡先、同居人、弁護士その他利用目的の達成のために必要かつ合理的な範囲の相手方（いずれも外国にある者を含みます。）に対し、書面、郵送物、電話、電子メール等を用いて対応を行う必要が生じた場合。
② あらかじめ本人の同意を得た場合。
③ 法令に基づく場合。
④ 人の生命、身体又は財産の保護のために必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難である場合。
⑤ 公衆衛生の向上又は児童の健全な育成の推進のために特に必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることが困難である場合。
⑥ 国の機関若しくは地方公共団体又はその委託を受けた者が法令に定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、申込者等本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがある場合。

第4条（個人情報取扱業務の外部委託）
当社は利用目的の範囲内において、個人情報を取扱う業務の一部又は全部を外部委託することがあります。この場合当社は、当該業務委託先に対する適切な監督を行い、安全管理措置を講じるものとします。

第5条（個人情報の開示・訂正・利用停止等）
当社が保有する個人情報について、その開示、利用目的の通知、内容の訂正、追加又は削除、利用停止、消去、第三者提供の停止の請求（以下「開示請求等」といいます。）を受けたときは、厳正な本人確認の上、速やかに対応を行うものとします。ただし、請求の内容が個人情報の開示であって、以下のいずれかに該当する場合は、当社の判断により個人情報の全部又は一部を開示しないことができるものとします。
① 申込者等本人又は第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を害するおそれがある場合
② 当社の業務の適正な実施に著しい支障を及ぼすおそれがある場合
③ 法令に違反することとなる場合

第6条（個人情報の正確性）
当社は、利用目的の達成に必要な範囲内において、個人情報を正確かつ最新の内容に保つよう努めます。ただし、保証契約の申込時又は締結時において提供いただいた個人情報が正確かつ最新であることについては、申込者等が責任を負うものとします。

第7条（必要情報の提出）
申込者等は、保証契約の申込、締結又は履行に必要な情報（運転免許証、パスポート等の書類に記載された本籍地、国籍等の情報を含みます。）を提出することに同意します。また、預金情報、クレジットカード保有情報や自己破産等の情報についても虚偽なく申告するものとします。

第8条（個人情報提供の任意性）
当社は、申込者等から提供を受けた個人情報に基づき保証契約の締結可否の判断を行います。必要な個人情報を提供いただけない場合には、保証契約の締結をお断りする場合があります。

第9条（審査結果）
申込者等は、当社の審査結果の内容について異議を申し立てないことに同意します。なお、当社は、審査結果に関する判定理由は開示いたしません。また、当社は、法令に定められた訂正等、利用停止等の場合を除き、提供された個人情報及び個人情報を含む書面については返却いたしません。

第10条（個人情報の管理）
① 当社は、その管理下にある個人情報の漏洩、滅失、毀損又は不正アクセス等のリスクを防止するために、必要なセキュリティ対策の実施に努めます。
② 当社は、保有する個人情報について権限を持つ利用者のみがアクセスできる安全な環境下に保管するよう努めます。

第11条（本条項の改定）
当社は、法令等に定めのある場合を除き、本条項を適宜改定できるものとし、当該改定内容が申込者等に重大な影響を及ぼすおそれがある場合には、申込者等に通知し、又は当社ホームページ等を通じて適切な方法で告知するものとします。

第12条（申込者等が容易に認識できない方法による個人情報の取得）
当社は、お客様対応の質的向上及び会話内容の確認のため、電話や面談による申込者等との会話を録音する場合があります。

第13条（個人情報管理責任者）
株式会社 Casa　経営管理部長

第14条（お問合せ窓口）
個人情報に関する苦情、利用目的の通知、開示、訂正等、利用停止等又はその他のご質問、ご相談若しくはお問合せ等につきましては、下記の問合せ窓口までご連絡ください。
株式会社 Casa
電話番号：03-5339-1143
受付時間：9：00～18：00

[P1706]

①お申込者(契約者)様・連帯保証人予定者(連帯保証人)様用

※原本はお申込者様、写しは連帯保証人予定者様へお渡しください。

必ずお読みください

法人契約専用

〔「連帯保証人代行サービス」および「家賃集金サービス」の概要について〕

ご契約上の注意

この契約はお客様ご自身のものです。ご契約の際は「個人情報の取扱いに関する同意条項」、「契約約款」「保証委託契約約款」をよく読んでから十分納得した上で、ご記入・ご捺印ください。
名義貸しは絶対にやめましょう。各書面は、契約の内容を明らかにした書面になりますので、大切に保管してください。

「連帯保証人代行サービス」および「家賃集金サービス」の概要について

連帯保証人代行サービスとは、賃貸借契約に必要な連帯保証をパナソニック ホームズ賃貸サポート株式会社(以下「パナソニック ホームズ賃貸サポート」)がお引き受けするサービスです。家賃集金サービスとは、賃借料等を株式会社ジャックス(以下「ジャックス」)がお客様の口座より口座振替にて集金し、賃貸人または管理会社に支払うことおよびお客様が賃借料等を遅延された場合にも一定期間立替払いするサービスで、法人の従業員、内定者等の居住用物件が対象であり、店舗・事務所等で使用する物件は対象外となります。お客様には、入居申込みと同時に両方のサービスにお申込みいただきます。なお、連帯保証人代行サービスおよび家賃集金サービスのお申込みについては、ご希望に添えない場合がございますので予めご了承願います。

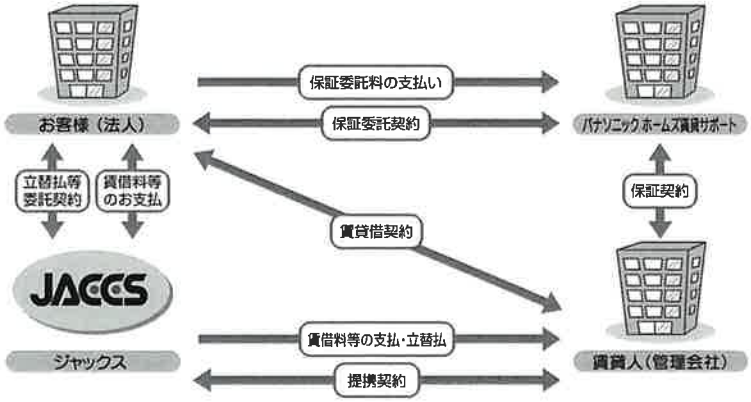

月々の賃借料等のお支払いについて

毎月27日に翌月分の賃借料等をご指定の口座よりジャックスが引落しいたします。口座には、26日までにご入金ください。(金融機関休業日の場合は翌金融機関営業日が引落日となります。) なお、毎月の賃借料等の請求の通知については、請求書を発行いたしません。＊初回月と翌月のみ請求書を発行いたします。

ご注意ください

お客様にお届けする「ご利用代金請求明細書」のご利用年月日は当月5日と表示されます。

例 4月27日引落し → 5月分家賃

「ご利用代金請求明細書」の利用年月日は4月5日となります。

保証委託契約・保証委託料／ジャックス月額事務手数料について

利用対象	パナソニック ホームズ不動産株式会社が管理する居住用マンション・アパートの賃貸借契約をされる法人
連帯保証人	法人の代表者
初回保証委託料	月額賃借料等の50%
ジャックス事務手数料	月額賃借料等の2.0%

【ご注意事項】
※初回保証委託料はパナソニック ホームズ賃貸サポート指定の方法により、お支払いただきます。
※ご契約後の初回保証委託料の返金は応じかねますのでご了承ください。

家賃のお支払等に関するお問合わせ先

ジャックス・カスタマーセンター(営業時間 9:30～17:30 ※年末年始を除く)
〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル
電話番号 0570-002277
※自動音声に従って、サービスコード[82](その他問い合わせ)をプッシュしてください。
オペレーターがご案内いたします。
※電話番号はお間違いのないようおかけください。
※お問い合わせのお電話は、ご本人様よりお願いいたします。
※通話料はお客様のご負担となります。

保証委託契約に関するお問合わせ先

パナソニック ホームズ賃貸サポート株式会社 TEL 03-5909-0327
〒160-0023 東京都新宿区西新宿6-10-1 日土地新宿ビル

②お申込者（契約者）様・連帯保証人予定者（連帯保証人）様用

※原本はお申込者様、写しは連帯保証人予定者様へお渡しください。

個人情報の取扱いに関する同意条項（法人用）

第1条（個人情報の収集・保有・利用）

(1)申込者（契約者）（以下「私」という。）及び連帯保証人予定者（連帯保証人）（以下「連帯保証人」という。）は株式会社ジャックス（以下「当社」という。）が立替払委託契約（本申込みを含む。以下「本契約」という。）の与信判断及び与信後の管理のため並びに今後の当社との取引に係る与信判断及び与信後の管理のため以下の情報（以下これらを総称して「個人情報」という。）を保護措置を講じた上で、当社が収集すること（映像、電話の録音等の音声情報、その他の電磁的記録として取得・保存することを含む。）並びに当社が定める期間は以下の各条項（以下「本規約」という。）に基づいて当社が保有・利用すること及び当社が第三者等に提供することに同意します。①私（法人にあっては、「代表者」及び「法人の経営を支配、又はその法人の経営に実質的に関与するもの」を含みます。以下本条において同じ）及び連帯保証人の氏名、性別、年齢、生年月日、住所、電話番号、携帯電話番号、勤務先（お勤め先内容）、家族構成、住居状況、メールアドレス、ユーザー ID等、本人を特定するための情報（本契約締結後に当社が私及び連帯保証人から通知等を受け、又は当社が適法かつ公正に収集したことにより知り得た変更情報を含む。以下同じ）②本契約に関する申込日、契約日、ご利用店名、商品名、契約額、支払回数、支払方法、振替口座③本契約に関する支払開始後の利用残高、月々の返済状況④本契約に関する私及び連帯保証人の支払能力を調査するため又は支払途上における支払能力を調査するため、私及び連帯保証人が申告した私及び連帯保証人の資産、負債、収入、支出、当社が収集し保有・管理するクレジット利用履歴及び過去の債務の返済状況⑤本契約に関し、当社が必要と認めた場合に、私及び連帯保証人の運転免許証・パスポート等の証明書の提示を求め、又は住民票等を取得し、内容を確認し記録することにより又は写しを取得することにより得た記載内容情報⑥法令等に基づき、私及び連帯保証人が提出した収入証明書等の記載内容情報⑦電話帳、住宅地図、登記簿謄抄本、官報等の一般に公開されている情報⑧当社届出電話番号の現在及び過去の有効性（通話可能か否か）に関する情報⑨私が当社のホームページ等へアクセスした際の閲覧・サービスご利用履歴、Cookie、IPアドレス、端末識別番号、お使いのブラウザの種類、位置情報等

(2)私及び連帯保証人は当社が本契約に関する与信業務及び与信後の債権管理・回収業務の一部又は全部を、当社の提携先企業に委託（債権譲渡を含む）する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該提携先企業に提供し当該提携先企業が利用することに同意します。

(3)私及び連帯保証人は、当社が当社の事務（コンピュータ事務、代金決済事務及びこれらに付随する事務等）を第三者に業務委託する場合に、当社が個人情報の保護措置を講じた上で、(1)により収集した個人情報を当該業務委託先に提供することに同意します。

(4)私及び連帯保証人は、当社が次の場合に、(1)により収集した個人情報の一部又は全部を提供することに同意します。

法令（強制力を伴っている場合に限らず、当社が公共の利益のために必要と判断した場合を含む。）に基づいて、公的機関等に対して(1)により収集した個人情報を提供する場合。

(5)私及び連帯保証人は、本契約に基づく精算及び本契約に関する紛議の解決等のため、当社が(1)①②（当社が必要と判断した場合は(1)③を含む。）の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に提供することに同意します。

(6)私及び連帯保証人は、賃貸物件の退去時にあたって、最終支払賃借料等の精算のため、当社が(1)③の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に提供し利用することに同意します。

(7)私及び連帯保証人は、私が当社に対する申込書記載の月額賃借料合計額の支払いを遅滞したときは、賃貸借契約の継続又は解除の判断のため、当社が(1)①②③の個人情報を申込書記載の物件を管理する管理会社又は賃貸人に対して提供し利用することに同意します。

第2条（個人情報の与信等の目的以外の利用）

私及び連帯保証人は、当社が下記の目的のために第1条(1)の個人情報を利用したり、電子メール・ダイレクトメール・ファクス・電話・SMS（ショートメッセージサービス）・その他インターネット上の連絡等により案内することに同意します。①当社のクレジット事業、金融事業、保険事業、不動産取引・賃貸管理事業、物品賃貸事業等における市場調査、商品開発、商品・サービス情報、関連するサービスのお知らせなどに利用するため。②当社以外の第三者から受託して行う当該第三者の商品・サービス等の営業案内に利用するため。③当社の情報処理サービス事業（データ集計・統計サービス、あて名印刷サービス、発送・発信サービス等。これらを当社が提携先企業等から受託する場合を含む。）における市場調査・商品開発、商品・サービス情報の提供、宣伝物・印刷物の送付に利用するため。

※なお、上記の当社の具体的な事業内容については、当社のホームページ（URLは、https://www.jaccs.co.jp/）をご覧ください。

第3条（個人信用情報機関への登録・利用）

(1)私及び連帯保証人は、当社が加盟する個人信用情報機関（個人の支払能力・返済能力に関する情報の収集及び加盟会員に対する当該情報の提供を業とする者）及び当該機関と提携する個人信用情報機関に照会し、私及び連帯保証人の個人情報（同機関の加盟会員によって登録される情報、貸金業協会から登録を依頼された情報、官報情報、電話帳記載の情報など同機関が独自に収集・登録する情報を含む。）が登録されている場合には、割賦販売法及び貸金業法等により、私及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査（与信判断及び与信後の管理のため。以下同じ。）の目的に限り、当社がそれを利用することに同意します。

(2)私及び連帯保証人の本契約に関する客観的な取引事実に基づく個人情報が、当社の加盟する個人信用情報機関に別表1に定める期間登録され、当社が加盟する個人信用情報機関及び当該機関と提携する個人信用情報機関の加盟会員により、私及び連帯保証人の支払能力・返済能力に関する調査のために利用されることに同意します。

(3)当社が加盟する個人信用情報機関の名称、住所、問合わせ電話番号は下記のとおりです。また本契約期間中に新たに個人信用情報機関に加盟し、登録・利用する場合は、別途、書面により通知し、同意を得るものとします。

●株式会社シー・アイ・シー（割賦販売法及び貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒160-8375 東京都新宿区西新宿1-23-7 新宿ファーストウエスト
フリーダイヤル：0120-810-414　URL（https://www.cic.co.jp/）
※株式会社シー・アイ・シーの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

●株式会社日本信用情報機構（貸金業法に基づく指定信用情報機関）
〒110-0014 東京都台東区北上野1-10-14 住友不動産上野ビル5号館
ナビダイヤル：0570-055-955　URL（https://www.jicc.co.jp/）
※株式会社日本信用情報機構の加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

(4)当社が加盟する個人信用情報機関と提携する個人信用情報機関は、下記のとおりです。

●全国銀行個人信用情報センター
〒100-8216 東京都千代田区丸の内1-3-1
電話番号：03-3214-5020
URL（https://www.zenginkyo.or.jp/pcic/）
※全国銀行個人信用情報センターの加盟資格、加盟企業名等の詳細は、上記の同社が開設しているホームページをご覧ください。

(5)上記(3)に記載されている個人信用情報機関の登録する情報は下記のとおりです。

1)株式会社シー・アイ・シー
氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等本人を特定するための情報、契約の種類、契約日、商品名及びその数量／回数／期間、契約額又は極度額、貸付額、支払回数等契約内容に関する情報、利用残高、割賦残高、年間請求予定額、支払日、完済日、延滞等支払状況に関する情報の全部又は一部となります。

2)株式会社日本信用情報機構
本人を特定するための情報（氏名、生年月日、性別、住所、電話番号、勤務先、勤務先電話番号、運転免許証等の記号番号等）、契約内容に関する情報（契約の種類、契約日、貸付日、契約金額、貸付金額、保証額、商品名及びその数量等、支払回数等）、返済状況に関する情報（入金日、入金予定日、残高金額、年間請求予定額、完済日、延滞、延滞解消等）、及び取引事実に関する情報（債権回収、債務整理、保証履行、強制解約、破産申立、債権譲渡等）の全部又は一部となります。

別表1

登録情報 ／ 会社名	①本契約に係る申込みをした事実	②本契約に係る客観的な取引事実	③本契約に係る債務の支払を延滞等した事実
株式会社シー・アイ・シー（CIC）	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月間	契約期間中及び契約終了後5年以内	契約期間中及び契約終了後5年間
株式会社日本信用情報機構（JICC）	当社が個人信用情報機関に照会した日から6ヶ月以内	契約継続中及び契約終了後5年以内（但し、債権譲渡の事実に係る情報については当該事実の発生日から1年以内）	契約継続中及び契約終了後5年以内

登録期間

第4条（個人情報の第三者への提供・利用）

(1)私及び連帯保証人は、当社が下記の場合に第1条(1)①②の個人情報を保護措置を講じた上で提供し当該提供先が利用することに同意します。

●当社と個人情報の提供に関する契約を締結した当社の関係会社が、下記の目的により個人情報を利用する場合。

1)①保険代理店事業における宣伝物等、営業案内に利用するため②各種商品小売事業における商品等に関する案内に利用するため③電気通信事業における宣伝物等、営業案内に利用するため
利用会社名：ジャックス・トータル・サービス株式会社
〒140-8671 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー
TEL 03-6311-7331　E-mail：info@jts-web.co.jp

2)リース事業、オートオークション仲介事業における宣伝物等、営業案内に利用するため。
利用会社名：ジャックスリース株式会社
〒140-8517 東京都品川区東品川4-12-1 品川シーサイドサウスタワー
TEL 03-6327-2200

(2)上記(1)記載の関係会社への個人情報の提供期間は、原則として契約期間中及び本契約終了日から7年間とします。なお、上記(1)記載の関係会社における個人情報の利用期間については、各社にお問合わせください。

第5条（個人情報の開示・訂正、削除）

(1)私及び連帯保証人は、当社及び第3条で記載する個人信用情報機関並びに第4条で記載する当社の関係会社等に対して、個人情報の保護に関する法律に定めるところにより自己に関する個人情報を開示するよう請求することができます。①当社に開示を請求する場合には、第8条記載の窓口又は支店にご連絡ください。開示請求手続き（受付窓口、受付方法、必要な書類、手数料等）の詳細についてお答えします。また、開示請求手続きにつきましては、当社のホームページ（URLは、https://www.jaccs.co.jp/）によってもお知らせします。②個人信用情報機関に開示を請求する場合には、第3条記載の個人信用情報機関に連絡してください。③当社の関係会社に対して開示を請求する場合には、第4条記載の当社の関係会社に連絡してください。

(2)万一、個人情報の内容が事実でないことが判明した場合には、当社は、速やかに訂正又は削除に応じるものとします。

第6条（本規約に不同意の場合）

当社は、私及び連帯保証人が本契約の必要な記載事項（契約書表面で私及び連帯保証人が記載すべき事項）の記載を希望しない場合及び本規約の内容の全部又は一部を承諾できない場合には本契約をお断りすることがあります。但し、本規約第2条及び第4条に同意しない場合でも、これを理由に当社が本契約をお断りすることはありません。

第7条（利用・提供中止の申出）

本規約第2条及び第4条による同意を得た範囲内で当社が当該情報を利用、提供している場合であっても、中止の申出があった場合は、それ以降の当社での利用、他社への提供を中止する措置をとります。

第8条（個人情報の取扱いに関する問合わせ等の窓口）

個人情報の開示・訂正・削除についての個人情報に関するお問合わせや利用・提供中止、その他のご意見の申出等に関しましては、下記までお願いします。
ジャックス・カスタマーセンター（営業時間 9：30～17：30 ※年末年始を除く）
0570-002277
〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル

第9条（契約が不成立の場合）

本契約が不成立の場合であっても本申込みをした事実は、第1条及び第3条(2)に基づき、当該契約の不成立の理由の如何を問わず一定期間利用されますが、それ以外に利用されることはありません。なお、申込書の写し等は当社にて一定期間保管後、破棄するものとします。

第10条（本規約の変更）

本規約に定める条項は法令に定める手続きにより、必要な範囲内で変更できるものとします。

○お客様が申込みされ、又は契約された事実に関する情報は、与信判断・債権管理のため、ジャックスが加盟する個人信用情報機関へ登録され、当該機関の加盟与信業者及び当該機関と提携する他個人信用情報機関の加盟与信業者により利用されます。
○「個人情報の取扱いに関する同意条項」第2条、第4条について同意されない場合は、同第7条に基づき対応させていただきますので、別途ジャックスまでお申出ください。

③お申込者（契約者）様・連帯保証人予定者（連帯保証人）様用

※原本はお申込者様、写しは連帯保証人予定者様へお渡しください。

お申込みの内容　※契約成立後は、契約約款となります。

申込者（以下「私」という）及び連帯保証人予定者（以下「連帯保証人」という）は、下記に定める各条項を本契約の内容とすることに同意した上で、株式会社ジャックス（以下「会社」という）に対し、私がジャックス家賃集金サービス申込書兼契約書記載の賃借物件（以下「物件」という）を、物件の賃貸人（以下「賃貸人」という）から賃借することを定めた契約（以下「賃貸借契約」という）から発生する契約書記載の月額賃借料等合計額及び私と賃貸人もしくは物件を管理する管理会社との間で合意し会社が認める費用（以下これらを総称して「賃借料等」という）を、会社が私に代わって立替払等することを委託（以下「本契約」という）します。

第1条（契約の成立時点）

本契約は、会社が所定の手続きをもって承認し、賃貸人又は契約書記載の管理会社（物件について、賃貸人より賃借料等の集金業務を含め管理の委託を受託している業者、以下「管理会社」という）を通じて私に承諾の通知を発した時に、賃貸借契約の成立を条件として成立するものとします。

第2条（立替払等委託）

1.私は、会社に対し物件にかかる賃借料等を会社が私に代わって支払先に支払うこと及び私が当該賃借料等を遅延した場合には、賃借料等の契約書記載の立替月数分を限度として、会社が私に代わって支払先に立替払いすること（以下「立替払等」という）を委託します。なお、この支払先とは私に物件を賃貸している賃貸人もしくは管理会社をいい、以下これらを総称して「賃貸人等」といいます。

2.私が、物件における水道又はガスその他の使用料金（以下「水道・ガス料金相当額等」という）を本契約の対象とするときは、私は、会社に対し、水道・ガス料相当額等を会社が私に代って賃貸人等に支払うことを委託します。なお、この場合の支払委託額は、賃貸人等が会社に通知した額とします。

3.前2項の賃借料等の支払時期は、会社と賃貸人等との間で定めた所定の期日とすることに、私は異議ないものとします。

第3条（会社への支払方法）

1.私は会社に対し、第2条により会社が私に代わって支払った賃借料等及び私が会社に支払うべき契約書記載の月額事務手数料（以下「支払賃借料等」という）を契約書記載の支払内容に従って支払います。尚、月額事務手数料は月単位で支払うものとし、退去等にともなう日割り計算による減算は行わないものとします。

2.支払賃借料等は、賃貸借契約の終了等事由の如何にかかわらず、返還しないものとします。

3.私の返済した金額が、本契約及び会社とその他の契約に基づき私が会社に対して負担する一切の債務を完済させるに足りないときは、私への通知なくして、会社が適当と認める順序・方法により、いずれの債務に充当しても異議のないものとします。但し、私があらかじめ指定し、会社が認めた場合にはこの限りではありません。

第4条（譲渡担保）

私は、本契約に基づき会社に対して現に負担し、また、将来負担する一切の債務を担保するため、会社に対し、私が賃貸人等に対し取得する次の各号の債権を会社に譲渡する手続きをとることに同意します。

①敷金、保証金、その他の金員の返還請求権。

②物件の明渡し日以降の未賃貸期間相当分の賃借料等の返還請求権。

第5条（遅延損害金）

私が会社に対する、第3条第1項の支払賃借料等の支払いを遅延したときは、支払期日の翌日から支払日に至るまで当該遅延額に対し、年14.60%を乗じた額の遅延損害金を支払うものとします。

第6条（本契約の更新）

賃貸借契約の満了日の前月末日までに私より会社に対して特に申出がないときは、賃貸人等から通知される条件にて賃貸借契約を更新し、且つ当該条件に基づき賃借料等を本契約に基づき支払うものと会社がみなすことに、私は異議ないものとします。なお、私及び連帯保証人は会社より賃貸借契約の更新、賃貸借条件の変更並びに本契約の継続及び月額賃借料の変更に関し、確認書の提出を求められたときは、これに応じるものとします。

第7条（賃借料等の変更）

賃貸借期間中は、次の各号に定める事由により、賃貸借契約上の賃借料等が変更されたときは、私が立替払等を会社に委託する賃借料等も当然に変更されるものとし、特に変更契約書の取り交しは行わないものとします。但し、変更について私に異議があるときは、第13条第2項に基づき処理するものとします。なお、私及び連帯保証人は会社より変更契約書の提出を求められたときは、速やかにこれに応じるものとします。

①賃借料等の改定。

②新たな賃借料等の発生もしくは消滅。

③消費税法その他の税法により、賃貸人が納税義務者となったときもしくは当該税法で定める税率又は、課税範囲の変更があったとき。

第8条（届出事項の変更・通知義務）

1.私及び連帯保証人は、会社に届け出た契約書記載事項（商号又は氏名、所在地又は住所、連絡先、法人の法人格や代表者、個人事業主）を変更又は交代したときは、遅滞なく会社所定の書面をもって会社に通知します。

2.私及び連帯保証人は、前項の商号又は氏名、所在地又は住所等の変更通知を怠ったことにより、会社からの通知又は送付書類等が延着又は不到達となった場合でも、会社が通常到達すべきときに到着したものとみなすことに異議ないものとします。

3.私及び連帯保証人は、新たに電話を設置し、もしくは電話番号を変更した場合は、書面により速やかに会社及び管理会社宛連絡します。

第9条（費用等の負担）

1.私及び連帯保証人は、会社に対する債務の支払いに要する費用（送金手数料等）を負担するものとします。

2.私及び連帯保証人は、支払を遅滞したことにより会社が金融機関に再度口座振替の依頼をしたときは、再振替手数料として振替手続回数1回につき330円（税抜価格300円）を、振込用紙等書面を送付したときは、振込用紙送付手数料等として送付回数1回につき330円（税抜価格300円）を別に支払うものとします。

3.私及び、連帯保証人は、私及び連帯保証人の責に帰すべき事由により、会社が訪問集金したときは、訪問回数一回につき1,100円（税抜価格1,000円）又は訪問集金に要した実費費用を別に支払うものとします。

4.会社が私又は連帯保証人に対して、法的手続きの開始に必要な書面による催告をしたときは、私及び連帯保証人は、当該催告に要した費用を負担するものとします。

5.本条に基づき私及び連帯保証人が支払う手数料・費用等にかかる消費税及び地方消費税は私及び連帯保証人が負担するものとし、消費税率及び地方消費税率が増額変更された場合は当該増額分についても私及び連帯保証人が負担するものとします。

第10条（本契約の解除）

本契約は、賃貸借契約が存続する間は、解除することができないものとします。但し、次の各号に該当する場合は、会社からの通知により解除することができるものとします。

①私が、会社に対する第3条第1項の支払賃借料等の支払いを遅延し賃貸人等と会社との間で定めた支払遅延状態が発生したとき。

②賃貸人等が、私が負担する賃借料等の受領権を失ったとき。

③会社と賃貸人等との本制度の取扱いに関する契約が消滅したとき。

④私又は連帯保証人が破産手続開始、再生手続開始の申立をなし、又は、されたとき。

第11条（本契約の終了）

次の各号に定める事由が発生したときは、当然に本契約は終了するものとし、会社は、本契約終了以降に支払期日が到来する賃借料等の賃貸人等への支払いを停止することができるものとします。本契約が終了した場合といえども、私が会社に対する本契約に基づく支払債務が存するときは、当該債務については、本契約の各条項が適用されるものとします。

①賃貸借契約が、解除、取消、その他の事由により終了したとき。

②第10条により本契約が解除されたとき。

③賃貸人等の変更により本制度が利用できなくなったとき。

④第18条第4項により本契約が解除されたとき。

⑤法人が解散又は清算をしたとき。

⑥個人事業主が死亡又は変更、法人成りをしたとき。

⑦本契約の連帯保証人である法人の代表者が死亡又は変更したとき。

第12条（返還敷金等による弁済）

物件の明渡し時に、会社への本契約に基づく支払債務が存するときは、会社は第4条に定める譲渡担保を実行し、賃貸人等から第4条①②に定める敷金等を受領のうえ、本契約に基づく債務の弁済に充当することができるものとします。

第13条（紛議）

1.私は、賃貸借契約に関し、賃貸人等との間で紛議が生じたとき、又は、水道・ガス等の供給契約に関し供給業者との間で紛議が生じたときは、自らの責任において解決し、これがため本契約に基づく賃借料等の支払いを停止することはできないものとします。

2.私は、物件の賃貸借契約が存続する間は、入居者が私の従業員等でなくなった場合においても、本契約に基づく賃借料等の支払いを停止することはできないものとします。

3.私は、賃貸人等に対する賃借料等の支払停止を主張しうる正当な事由が存し、この支払いを停止するときは、事前に書面をもって会社に通知することにより、当該通知の到達日以降に支払期日の到来する賃借料等の支払停止を依頼することができるものとします。

第14条（支払賃借料等の遅滞に伴う取扱い）

1.私及び連帯保証人は、私が会社に対する支払賃借料等の支払いを遅滞したときは、会社の賃貸人等への支払賃借料等の支払の有無にかかわらず、私が賃貸人等との間の賃貸借契約に基づく賃借料等の支払義務を不履行したものと取扱われても異議ないものとします。

2.私及び連帯保証人は、私が会社に対する支払賃借料等の支払いを遅滞したときは、賃貸借契約の継続又は解除の判断のため、会社が以下の個人情報を賃貸人等に対して通知しても何ら異議ないものとします。

①私及び連帯保証人の商号又は氏名、所在地又は住所、電話番号、（本契約締結後に、会社が私及び連帯保証人から通知を受ける等により知り得た変更情報を含む。）

②本契約に関する延滞の事実、支払債務、月々の返済状況及び入金状況（交渉状況を含む。）

第15条（連帯保証人）

1.私は、私の代表者その他会社が認める連帯保証人（以下「連帯保証人」という）を立てるものとします。

2.連帯保証人は、私が会社に対して負担する一切の債務（遅延損害金及び費用の支払債務を含む）について、契約書記載の賃借料等の立替月数の2倍の金額を保証極度額として、私と連帯して、当該債務の履行責任を負います。連帯保証人は、会社の都合によって担保もしくは、他の担保を変更・解除されても異議ないものとします。

3.連帯保証人は、債務の保証についての委託を受けるにあたり、私から次の各号の事項の提供を受けたことにつき、会社に対して表明してこれを保証します。また、私は、連帯保証人に対し、当該提供をしたこと及びこれらの情報が真実かつ正確であり、かつ不足がないことにつき、会社に対して表明してこれを保証します。

(1)財産及び収支の状況

(2)主たる債務者の負担している債務の有無並びにその額及び履行状況

(3)主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容

4.会社が、連帯保証人の1人に対して、履行の請求をしたときは、私及び他の連帯保証人に対してもその履行の請求の効力が生じるものとします。

5.連帯保証人は、自らの保証債務を履行する場合には、あらかじめ会社に対して、保証債務を履行する旨の通知を書面で行うものとします。

6.私及び連帯保証人は、自らの表明が真実ではない場合には、会社の請求に応じて、直ちに会社に対する一切の債務を履行するとともに会社に生じた損害を賠償するものとします。

7.連帯保証人は、賃貸借契約の更新及び賃借料等の改定があった場合、当該事由により発生する債務についても同様に履行の責任を負うものとします。

8.連帯保証人は、連帯保証人が債務を履行した場合、代位によって会社から取得した権利は、私の会社に対する全債務が完済されるまでこれを行使しません。

第16条（住民票、商業登記簿謄本等取得の同意）

私及び連帯保証人は、本申込みを行う者が申込書に記載された私及び連帯保証人に相違ないことを確認するため並びに契約成立後の債権管理のため、会社が住民票の写し、住民票の記載事項証明書、戸籍謄抄本、戸籍の附票の写し、商号登記簿謄本、商号登記簿謄本抄本、履歴事項証明書等を取得し利用することに同意します。

第17条（弁済の取扱い）

私及び連帯保証人は、私及び連帯保証人が会社に対して負う債務の支払について、会社所定の時刻までに振込を完了するものとし、当該振込の完了が当該時刻を過ぎた場合に、翌営業日の支払と取り扱われたとしても異議ないものとします。

第18条（反社会的勢力の排除）

1.私及び連帯保証人は、自己及び自己の親会社・子会社等の関係会社、並びにそれらの役員等、実質的に経営を支配若しくは経営に関与している者、従業員又は入居者等が、現在又は将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明、確約します。①暴力団。②暴力団員及び暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者。③暴力団準構成員。④暴力団関係企業。⑤総会屋等。⑥社会運動等標榜ゴロ。⑦特殊知能暴力集団等。⑧前各号の共生者。⑨テロリスト（疑いがある場合を含む）。⑩その他前各号に準ずる者。

2.私及び連帯保証人は、自ら又は第三者を利用して次の各号の一にでも該当する行為を行わないことを確約します。①暴力的な要求行為。②法的な責任を超えた要求行為。③取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為。④風説を流布し、偽計を用い又は威力を用いて会社の信用を毀損し、又は会社の業務を妨害する行為。⑤その他前各号に準ずる行為。

3.私及び連帯保証人が、本条第1項及び第2項に定める事項に反すると具体的に疑われる場合には、会社は私及び連帯保証人に対し当該事項に関する調査を行い、又、必要に応じて資料の提出を求めることができ、私及び連帯保証人はこれに応じるものとします。

4.私及び連帯保証人が、本条第1項若しくは第2項のいずれかに該当した場合、又は本条第1項若しくは第2項の規定に基づく確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合のいずれかであって、契約を締結すること、又は契約を継続することが不適切であると会社が認める場合には、会社は私及び連帯保証人との契約の締結を拒絶し、又は本契約を解除することができるものとします。本契約が解除された場合、私及び連帯保証人は、会社の通知又は請求により期限の利益を失い、会社に対する一切の未払債務を直ちに支払うものとします。

5.本条第4項の規定の適用により、会社に損失、損害又は費用（以下「損害等」という。）が生じた場合には、私及び連帯保証人はこれを賠償する責任を負うものとします。又、本条第4項の規定の適用により、私及び連帯保証人に損害等が生じた場合にも、私及び連帯保証人は当該損害等について会社に請求をしないものとします。

6.本条第4項の規定に基づき本契約が解除された場合でも、会社に対する未払債務があるときは、それが完済されるまでは本契約の関連条項が適用されるものとします。

第19条（本契約の変更）

1.会社は、次の各号に該当する場合には、あらかじめ、効力発生日を定め、本契約を変更する旨、変更後の内容及び効力発生時期を、会社のホームページにおいて公表、その他相当な方法で私に周知した上で、本契約を変更することができるものとします。

①変更の内容が私の一般の利益に適合するとき。

②変更の内容が本契約に係る取引の目的に反せず、変更の必要性、変更後の内容の相当性その他の変更に係る事情に照らし、合理的なものであるとき。

2.会社は、前項に基づくほか、あらかじめ変更後の内容を会社のホームページにおいて公表する方法又は会社から私に通知する方法（必要があるときにはその他相当な方法を含む）により私に周知した上で、本契約を変更することができるものとします。この場合、当該周知の後に私が本契約に係る取引を行うことにより、変更後の内容に対する承諾の意思表示を行うものとし、当該意思表示をもって本契約が変更されるものとします。

第20条（準拠法）

私及び連帯保証人と会社の諸契約に関する準拠法はすべて日本法が適用されるものとします。

第21条（合意管轄裁判所）

私は、本契約に基づく取引について紛争が生じた場合、訴額のいかんにかかわらず、会社の本社又は本部、各支店、各センターの所在地を管轄する地方裁判所又は簡易裁判所を合意管轄裁判所とすることに同意するものとします。

［お問合わせ、相談窓口］

1.賃貸借契約についてのお問合わせ・ご相談は賃貸人又は契約書記載の管理会社にご連絡ください。

2.本契約についてのお問合わせ・ご相談は株式会社ジャックスにご連絡ください。

ジャックス・カスタマーセンター（営業時間 9:30～17:30 ※年末年始を除く）

0570-002277

〒194-8570 東京都町田市南町田5-2-1 南町田5丁目ビル

④お申込者（契約者）様・連帯保証人予定者（連帯保証人）様用

※原本はお申込者様、写しは連帯保証人予定者様へお渡しください。

保証委託約款

賃借人（以下「甲」という。）及び連帯保証人予定者（以下「連帯保証人」という。）とパナソニック ホームズ賃貸サポート株式会社（以下「乙」という。）は、甲とパナソニック ホームズ不動産株式会社もしくは賃貸人（以下これらを総称して「丙」という。）との間で締結された、表面記載の居住賃貸物件（以下「本物件」という。）に対する賃貸借契約（以下「原契約」という。）に関連し、次のとおり保証委託契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（総則）

1. 甲は乙に対し、原契約に関し、本契約第4条第1項各号記載の金銭の支払債務について、次条以下に定める内容に従い連帯保証することを委託し、乙はこれを受託した。
2. 本契約は、丙が株式会社ジャックスが実施する賃借料等の立替払に関する基本契約（以下「立替払等委託契約」という。）の契約者であり、かつ甲が立替払等委託契約を利用することを前提とする。
3. 本契約は、原契約に関して丙が株式会社ジャックスとの間で立替払等委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、甲が丙を介して乙に対し、本契約に基づく保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点で効力が発生する。

第2条（保証委託料等）

1. 甲は乙に対し、本契約締結時に、初年度保証委託料として表面記載の金額を支払うものとする。初年度保証委託料については、甲は丙を介して乙に支払うものとする。
2. 甲は、原契約が期間満了前に終了した場合であっても、本条第1項により支払った保証委託料の返還は請求できないものとする。

第3条（保証期間と更新）

1. 本契約期間（以下「保証期間」という。）は、原契約の締結から原契約の目的物の明渡が終了した時までとする。ただし、第1条第3項記載の通り、本契約の効力発生時点は、あくまで丙が株式会社ジャックスとの間で立替払等委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、甲が丙を介して乙に対し、本契約に基づく保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点とする。
2. 以下に定める事由のいずれかが発生した場合、そのときをもって、本契約は終了するものとする。ただし、当該事由につき乙の書面による承諾がある場合にはこの限りでない。
   ①本物件の用途が居住用から他の用途に変更された場合。
   ②甲の原契約上の地位が第三者に移転した場合（相続等包括承継を除く）。
   ③原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合または本物件の占有者に追加・変更があった場合。
   ④原契約内容に重大な変更があった場合。

第4条（保証の範囲）

1. 乙は丙に対し、甲が丙に対して負担すべき債務のうち、次の各号記載の金銭の支払いを、甲と連帯して保証する。ただし、本契約の締結に際し、甲が乙に対し、自己の年収額、勤務先及び入居者等保証委託の申込書に記載された乙の定める重要事項について虚偽申告を行っていた場合並びに乙と丙の間で締結される賃貸保証契約書上の免責事項に該当する場合はこの限りでない。
   ①賃料等及び更新料の滞納分。（但し、賃料の14ヶ月分を上限とする）
   ②原契約に基づいて甲が負担する、水道料金、光熱費、町内会費等、丙が収納を受託している費用（以下「変動費」という。）の滞納分。但し、丙が甲の求めに応じて甲に対して書面又は電磁的記録の方法によってその明細の開示を行った場合に限る。
   ③原契約が終了した場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金。
   ④丙が原契約を解除する正当な理由が存在すると乙が判断する場合において、本物件の明渡しまでに要する費用（通知、支払督促、訴訟その他法的手続きに必要な費用）として、丙が乙の承諾を得て支出したもの（弁護士費用を含む）。
   ⑤原状回復費用（ただし、国土交通省が平成23年8月に発表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改定版）」に準拠して甲が負担することが合理的であると乙が判断した範囲の費用のうち、丙が未だ甲その他の第三者から弁済を受けていない費用であり、かつ乙が指定した書式及び手続にて乙に報告された費用に限る。以下同じ。）
   ⑥原契約に基づき、甲が丙に支払う義務を負う早期解約の違約金。早期解約とは原契約の期間開始日から2年未満の間になされた解約をいうものとする（更新後は対象外とする）。但し、丙が、乙の承諾なく甲へ敷金等の預り金等を返還した場合には、乙は早期解約の違約金の保証債務の履行義務を免れるものとする。
   ⑦原契約に基づき、賃借人が賃貸人に支払う義務を負う再契約料
   ⑧解約予告義務違反の損害金
   ⑨賃借人の責に帰すべき鍵の交換費用
2. 前項の規定にかかわらず、丙と株式会社ジャックスとの間の立替払等委託契約に基づき、株式会社ジャックスが立替払いを行った部分については、乙は一切保証の責任を負わないものとする。
3. 第一項⑥に基づく早期解約の違約金は次の各号を全て満たす場合に限り保証債務に含むものとする。
   ①甲が丙に対し原契約の解約届を提出すること。
   ②丙が示す支払猶予日までに履行なき場合、丙は乙に報告すること。
   ③丙が乙に対し、本契約終了日の属する月の翌々月15日迄に乙所定の書式により未納の報告、及び以下の書面を提出すること。
      i賃貸借契約書の写し。
      ii解約の通知を証する書面。
      iii敷金の精算を証する書面。（但し敷金がない場合は不要。）
      iv賃借人の転居先及び連絡先
4. 乙は、次の各号における債務については、一切負わないものとする。
   ①滞納賃料等の遅延損害金
   ②戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害
   ③立替払等委託契約の利用が終了した場合、終了日以降に発生した債務（ただし、甲による賃料等及び変動費の滞納額が累積で賃料等及び変動費の合計10ヶ月分に達したことにより立替払等委託契約が終了する場合を除く）
   ④本物件明渡し後の賃料等及び賃料等相当損害金
   ⑤その他本条第1項に含まれない債務

第5条（保証債務の履行）

1. 甲が前条第1項に規定する債務について履行の全部または一部を遅延したときは、乙は、甲に対して何らの通知なくして丙に対する保証債務を履行した上、甲に対して次項に基づき求償することができる。
2. 乙が保証債務を履行したときは、甲は乙に対し、以下の各号に定める金額を以下の各号に定める期日までに償還しなければならない。
   ①乙の丙に対する保証債務履行額。償還期日は乙が履行した日とする。
   ②乙の丙に対する保証債務履行のための費用。償還期日は乙が支出した日とする。
   ③乙の甲に対する求償権実行または保全に要した費用。償還期日は乙が支出した日とする。
3. 甲が乙に対して前項に基づき償還すべき金額を、それぞれ前項の定める償還期日までに支払わなかったときは、甲は乙に対し、前項の定める償還期日の翌日からそれぞれ支払い済みに至るまで年14.6%の割合による遅延損害金を支払わなければならない。
4. 甲が原契約に基づき丙に対して負担する債務を履行しないことについて、正当な理由がある場合には、甲は乙に対し、賃料等の支払日の前日までにその理由を連絡しなければならない。
5. 甲は、前項の連絡を怠った場合、前項の事由の存在を理由に乙の求償請求を拒むことはできない。

第6条（譲渡担保）

1. 甲は本契約に基づく乙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づく甲の丙に対する敷金・保証金等返還請求権を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けた。
2. 甲は、原契約に基づく敷金・保証金等返還請求権について、乙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第7条（事前求償）

1. 甲及び連帯保証人について、次の各号のいずれかに該当する事由が生じたときは、乙は、丙に対する保証債務の履行前であっても、甲に対し、事前に求償権を行使することができる。
   ①甲及び連帯保証人が原契約または本契約の各条項の一つにでも違反し、求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
   ②本契約第4条第1項に規定する債務の支払期限または本物件の明渡し期限が到来したとき。
   ③仮処分、仮差押、強制執行または担保権の実行として競売の申し立てを受けたとき。
   ④破産手続開始、特別清算開始、民事再生手続開始または会社更生手続開始の申立があったとき。
   ⑤乙の責に帰すことのできない事由により乙に甲及び連帯保証人の所在が不明となったとき。
   ⑥前各号のほか求償権の保全を必要とする相当の事由が生じたとき。
2. 乙が前項により甲及び連帯保証人に対して求償権を行使する場合、甲及び連帯保証人は、民法第461条（主債務者の免責請求）に基づく抗弁権を主張できないことをあらかじめ承諾する。

第8条（遵守事項）

1. 甲及び連帯保証人は、原契約の各条項を誠実に遵守しなければならない。
2. 本契約締結後、原契約の内容に変更が生じたとき、または原契約が終了したときは、甲及び連帯保証人は乙に対し、速やかにその旨及び変更の内容を届けなければならない。
3. 原契約が解除、解約、期間満了その他事由の如何を問わず終了した場合、甲は丙に対し、本物件から速やかに退去して本物件を明け渡さなければならない。

第9条（特則）

1. 甲に賃料等の滞納が生じた場合、電報、電話、訪問、文書の提示、差し置き、封書による通知等相当の手段により、乙は甲に対し支払い状況の確認をすることができる。
2. 原契約が解除、解約、期間満了その他事由の如何を問わず終了した場合、乙は甲の退去手続きに立会うことができる。

第10条（費用の精算）

営繕費、光熱費等甲が負担するべきもので乙が立替払いしたものがある場合には、甲は乙に対し、速やかに立替金を償還しなければならない。

第11条（再委託）

乙は、本契約に基づき受託または受権した事務の一部を乙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第12条（原契約の変更）

甲及び連帯保証人は、原契約を変更する場合（ただし賃料等の減額は除く。）は、乙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は、当該承諾がない限り乙に対しては効力を生じないものとする。

第13条（追加的措置）

甲及び連帯保証人は、本契約の目的を遂するために乙が必要または適切とみなす契約書、その他の書類の作成、調印を乙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して乙に交付するものとする。

第14条（分離可能性）

本契約書の文言または条項の一部が無効または取消となった場合、当該無効または取消部分のみが本契約書から削除されたものとみなされ、他の文言及び条項は有効に存続するものとする。

第15条（連帯保証人）

1. 甲は、甲の代表者の地位にある者など株式会社ジャックスが認める連帯保証人を立てるものとする。
2. 連帯保証人は、甲が乙に対して負担する一切の債務について、契約書記載の賃借料等の立替月数の2倍の金額を保証極度額として、甲と連帯して、当該債務の履行責任を負います。連帯保証人は、乙の都合によって担保もしくは、他の担保を変更・解除されても異議ないものとする。
3. 連帯保証人は、債務の保証についての委託を受けるにあたり、甲から次の各号の事項の提供を受けたことにつき、乙に対して表明してこれを保証する。また、甲は、連帯保証人に対し、当該提供をしたこと及びこれらの情報が真実かつ正確であり、かつ不足がないことにつき、乙に対して表明してこれを保証する。
   ①財産及び収支の状況
   ②主たる債務者の負担している債務の有無並びにその額及び履行状況
   ③主たる債務の担保として他に提供し又は提供しようとするものがあるときはその旨及びその内容
4. 乙が、連帯保証人の1人に対して、履行の請求をしたときは、甲及び他の連帯保証人に対してもその履行の請求の効力が生じるものとする。
5. 連帯保証人は、自らの保証債務を履行する場合には、あらかじめ乙に対して、保証債務を履行する旨の通知を書面で行うものとする。
6. 甲及び連帯保証人は、自らの表明が真実ではない場合には、乙の請求に応じて、直ちに乙に対する一切の債務を履行するとともに乙に生じた損害を賠償するものとする。
7. 連帯保証人は、賃貸借契約の更新及び賃借料等の改定があった場合、当該事由により発生する債務については同様に履行の責任を負うものとする。
8. 連帯保証人は、連帯保証人が債務を履行した場合、代位によって乙から取得した権利は、甲の乙に対する全債務が完済されるまでこれを行使しません。

第16条（反社会的勢力の排除）

1. 甲及び連帯保証人は、乙及び丙に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとする。
   ①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）及び従業員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
   ②自らまたは自らの役員及び従業員が反社会的勢力でなかったこと。
   ③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。
   ④反社会的勢力を利用しないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。
   ⑤反社会的勢力に資金提供を行わないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。
   ⑥自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
   ア 乙または丙に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
   イ 偽計または威力を用いて乙または丙の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。
2. 甲及び連帯保証人は、乙又は丙が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と乙または丙が判断する資料を提出しなければならない。
3. 丙は、甲及び連帯保証人が本条第一項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに甲及び連帯保証人と丙間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
4. 乙は、甲及び連帯保証人が本条第一項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに甲及び連帯保証人と乙間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとする。
5. 乙または丙は、前二項に基づき甲及び連帯保証人と丙間または甲及び連帯保証人と乙間の契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を甲及び連帯保証人へ請求できるものとする。

第17条（原契約の信頼関係破壊）

甲の滞納した賃料等相当額を株式会社ジャックスが丙に対し立替払いを行った事実及び乙の丙に対する保証依務履行の事実は、甲丙間の原契約における信頼関係破壊の判断に影響を及ぼさず、甲による家賃等の滞納が3ヶ月に達したときは、上記立替払いの事実や保証債務履行の事実に関わらず、丙は原契約を解除することができる。

第18条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約である場合には、以下の通りとする。
①原契約が中途解約を認める場合において、原契約が甲は途解約されたことにより、甲に違約金支払義務が発生する場合には、乙は甲の違約金支払義務のうち賃料の14ヶ月分を上限としてこれを保証するものとする。
②原契約終了後本物件について新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）を締結する場合、新規申込として、改めて賃貸保証契約の申込みがなされ、かつ、その申し込みを乙が承諾し、さらに丙が立替払等委託契約を改めて利用すると共に、乙に対して保証委託料が支払われたことが乙によって確認されなければ、再契約に基づき甲が負担する債務について、乙の保証は発生しない。

第19条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、乙の本社または本部、各支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

第20条（協議事項）

本契約に定めない事項については、甲及び連帯保証人並びに乙は、関係法規及び慣習等に従い誠意を持って協議の上処理するものとする。

個人情報のお取扱いについて

弊社は、お客様に安心してサービスをご利用いただけるよう、お客様の個人情報の取扱いについて以下のように定めます。

第1条（総則）

1.個人情報の取得、利用、保有

弊社は、サービスのご提供に当たり、下記の個人情報を取得、利用、保有いたします。

a.氏名、生年月日、住所、電話番号、勤務先、家族構成、e-mailアドレスなど、所定の申込書にご記入いただいた事項およびご申告いただいた事項

b.申込日、契約日、支払方法、支払口座情報などのご契約に関する事項

c.ご契約に基づくお客様のお支払状況・履歴などに関する事項

2.個人情報の利用目的

弊社は、個人情報のお取扱いに当たり、利用目的を特定し公表又はご本人へご通知します。所得した個人情報は、法令により許される場合を除き、あらかじめ特定された目的以外には利用いたしません。

あらかじめ特定された目的以外の目的でお客様よりの情報を取得、利用させていただいた場合は、利用目的、利用方法、利用範囲などの内容をご説明し、個別にご本人の同意を得たうえで行うことといたします。

a.不動産賃貸借における家賃等の債務保証、家賃等の集金、事務代行のため

b.ダイレクトメールの発送、電話によるご案内等、提携会社等の商品や会員特典サービスに関する各種ご提案のため

c.市場調査、サービスの研究、開発、改善のためのアンケート調査実施等のため

d.その他上記に付随、関連する業務を適切かつ円滑に遂行するため

3.個人情報の第三者提供

弊社は、以下の場合に限り第三者に個人情報を提供する場合があります。

a.お客様等からあらかじめ同意を得ているとき。

b.公的機関から法令に基づき開示の要請があった場合。

c.人の生命・身体または財産の保護のために必要がある場合であってお客様等の同意を得ることが困難な場合。

d.公衆衛生の向上または児童の健全な育成の推進のために特に必要が認められる場合であって、本人の同意を得ることが困難な場合。

e.地方公共団体を含む公的機関またその委託を受けたものが法廷の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、お客様等の同意を得ることによって当該事務の遂行支障を及ぼすおそれがあると判断した場合。

4.個人情報の委託について

弊社は、上記の利用目的を達成するため、お客様の個人情報を委託する場合がございます。

業務委託などにより、必要に応じて個人情報を委託先へ委託する場合には、委託先に個人情報の保護を義務付け、適切な弊社の監督の下で行うものとし、個人情報の保護に関しましては、ご本人に対し、弊社が直接管理責任を負います。委託業務完了後は、委託した個人情報は適切な時期の安全に回収又は消去します。

5.個人情報に関するお客様の権利

(1)個人情報に関するお客様の権利

お客様は、ご本人に関する個人情報に関して、弊社に対し利用目的の通知又は開示、訂正・追加・削除、利用の停止・消去および第三者への提供の停止（以下併せて「開示等」といいます）のご請求が可能です。ただし、権利を受けている情報等弊社がこれらの措置を直接実施する権限を有しないものを除く、保有お客様個人情報に限られますのでご了承願います。万一、弊社よりご請求に応じられない合理的な理由がある場合には、その旨遅切にご説明申し上げます。

(2)開示等のお申し出先

開示等のお申し出は、下記の要領にて承ります。

問い合わせ方法

弊社への来社、郵送、電話でお受けいたします。

なお、来社、電話による受付時間は、下記の通りです。

月・火・木・金・土　※祝祭日、定休日等を除きます。

（午前）9:30～12:00（午後）13:00～17:00

住所:〒160-0023　新宿区西新宿6-10-1　日土地西新宿ビル

電話番号:03-5909-0327

(3)請求者ご本人又はその代理人の本人確認手続きについて

ご請求にあたりましては、請求者がご本人自身であることを確認させていただくため、次のいずれかの手続きが必要となりますので、あらかじめご準備いただく等、ご協力をお願いいたします。

a.運転免許証、パスポート等官公庁が発行した顔写真付きの証明書原本との照合

b.ご請求書への実印のご押印と印鑑証明書のご提出

c.弊社が既に保有している情報を用いた弊社担当者からの連絡と簡単な質問等

d.弊社担当者の訪問と面談

e.その他適切な方法

代理人による場合は、代理人自身であることに加え法定代理人であること（戸籍抄本等の原本の提出）や委任を受けていること（実印による委任状と当該実印の印鑑証明書の提出）の確認が必要となります。

(4)ご報告、ご対応時期

弊社では、お客様からの請求を受領後、原則10営業日以内にご報告、ご対応いたしますが、特別の事情により、ご報告、ご対応が遅くなる場合は適宜ご説明申し上げます。

(5)手数料について

あらかじめ本人確認等の適切なご準備をいただいているご請求に対しましては、一般的な確認作業、ご請求への対応、ご報告手続きに止まる限り、手数料はいただきません。

(6)弊社からのご連絡

上記の手続きやご請求内容の確認のため、弊社よりご連絡を申し上げることがございます。

(7)請求書および添付書類のご返却

ご提出いただきました請求書や添付書類等につきましてはご返却いたしません。個人情報をご提供いただけない場合について

書面へのご記入、Webへのご入力等によるお客様からの個人情報のご提供は、お客様のご判断によります。ただし、お客様から個人情報をご提供いただけない場合は、契約の締結や弊社サービスの提供が行えない場合がございますのでご了承ください。

⑤原本→ジャックス用
※写し→お申込者(契約者)様、連帯保証人予定者(連帯保証人)様、賃貸人様へお渡しください。

会員番号 0 5 0 2 4 7

加盟店様ご記入欄 ※必ずご記入ください。

私(お申込者(契約者含む))及び連帯保証人予定者(連帯保証人含む)は、おのおの別紙(帳票管理番号:J881021 20241201)記載の「個人情報の取扱いに関する同意条項」及び「お申込みの内容」の条項に同意のうえ、申込み(契約含む)をします。
私(お申込者(契約者含む))は、本申込に係る審査のため債務管理のために、貴社が必要と認めた場合には、私の住民票を貴社が取得し利用することに同意するものとします。

法人契約用
「連帯保証人代行サービス」および「家賃集金サービス」申込書兼契約書

お客様がお申込(ご契約)される会社名
(保証委託契約)
パナソニック ホームズ賃貸サポート株式会社
(立替払委託契約)
株式会社ジャックス

FAX

お客さま確認欄
私(お申込者(契約者含む))及び連帯保証人予定者(連帯保証人含む)は、以下「お申込みに関するお客さまお受取書面」(帳票管理番号)J881021(20241201)を確かに受領しました。
[受取書面] 1.「連帯保証人代行サービス」および「家賃集金サービス」申込書表紙 2.個人情報の取扱いに関する同意条項 3.お申込みの内容 4.「連帯保証人代行サービス」および「家賃集金サービス」申込書兼契約書写し 5.保証委託契約

申込区分 □新規申込 □代表者変更 必ず会員番号をご記入下さい! (会員番号:0-50247-)
入居者 □従業員(内定者含む) □代表者 □代表者のご家族(続柄:)
必ずチェックして下さい

お申込年月日 20 年 月 日　契約年月日 20 年 月 日

契約者(お申込者)

法人名	フリガナ
所在地	〒 フリガナ (都道府県) アパート・マンション・寮等の場合は名称、号棟、室番号もご記入ください。
法人代表者名	フリガナ 法人実印
代表者生年月日	大・昭・平 年 月 日
代表者自宅住所	〒 フリガナ (都道府県) アパート・マンション・寮等の場合は名称、号棟、室番号もご記入ください。
設立年月	明・大・昭・平・令 年 月 / 代表電話番号 — —
資本金	万円 / 年商 百万円 / 従業員数 人

連絡先窓口
※明細書をこちらへ送付する場合はチェック □

部署名	担当者氏名
住所	〒 フリガナ 明細書をこちらへ送付する場合、別途確認書類をいただく場合がございます。
電話番号	— —

連帯保証人予定者は、事業のために負担する債務を主たる債務とする連帯保証をする場合、申込者から、本契約締結までに民法で明記された情報の提供を受けたこと及び保証極度額が右記立替月数の2倍となることを確認の上、申込みいたします。

連帯保証人(連帯保証人予定者)

お名前(自筆)	フリガナ 実印 / 性別 男・女 / 生年月日 昭・平 年 月 日
	自宅電話 — — / 携帯電話 — —
ご契約(お申込み)する法人との関係	□ 法人代表者
自宅住所	〒 フリガナ (都道府県) アパート・マンション・寮等の場合は名称、号棟、室番号もご記入ください。
世帯状況	生計を同一とする家族(別居家族含む)についてご記入ください。 配偶者 無・有 / 子供 無・有 ___人 / 親兄弟他 無・有 ___人 / ご住居 ①自己所有 ②家族所有 ⇒ 世帯の住宅ローン 無・有 / ⑤賃貸 ⑧社宅・官舎 ⑩寮 / 年収 万円
勤続年数	年 ヶ月 / 居住年数 年 ヶ月

賃貸借契約明細

賃借物件
- 物件名: フリガナ / 号室
- 所在地: フリガナ 〒 —
- 賃貸人: 名称(氏名) / 住所 TEL — —

入居予定日 20 年 月 日

賃借期間 自 20 年 月 日 至 20 年 月 日

月額賃借料等

①家賃	
②共益費・管理費等	
③駐車場使用料等	
④水道・ガス料金等 (固定の場合のみ記入)	
⑤	
⑥	
⑦月額賃借料等合計額	
⑧事務手数料	上記⑦× 2.0 %小数点第1位までご記入ください。

⑦月額賃貸借料等合計額に⑧事務手数料を加算してお引落しいたします。

⑦月額賃貸借料等合計額が変動する場合は、当該変更月以降の⑧事務手数料も変動いたします。

支払内容 | お支払方法 | 口座振替 | お支払日 | 毎月27日

お支払方法・振込みを希望 □

立替月数 | 上記月額賃借料等の | 10ヶ月分

初回支払 | 支払対象 | 20 年 月 賃借料等 / 支払月 | 20 年 月

月額賃借料①~⑥(固定額のみ)の合計額の 5 0 %

パナソニック ホームズ賃貸サポート 初回保証委託料(円未満切り捨て) 円

【お支払方法について】
賃借料等のお支払は原則、口座振替でお願いいたします。お振込をご希望される場合は、払込取扱票を発行いたします。ゆうちょ銀行窓口、または指定のコンビニ(30万円以下)にてお支払いください。ゆうちょ銀行・コンビニとも、お振込には月額の保証委託料(2.0%)とは別に、手数料が必要となります。また、お支払窓口での受領印をもって領収書に代えさせていただきますので、予めご了承ください。

お支払口座 ⑥枚目の口座振替依頼書へご記入・ご捺印の上必ず本書面とセットでご提出ください。口座は法人名義のみとなります。

管理会社
パナソニック ホームズ不動産株式会社
営業所 東京東営業所
住所 東京都台東区上野6-16-22 上野TGビル 5階
TEL 03-5807-7778 FAX 03-5807-7788 担当

印紙税申告納付につき新宿税務署承認済

個情法改正対応版 J881021(20241201)

⑥金融機関提出用（ジャックス経由・法人様用）

ジャックス使用欄

加盟店様ご記入欄
＊必ずご記入ください。

会員番号	0 5 0 2 4 7												（店コード）

20　年　月　日

会社名	（株）ジャックス
料金等種類	クレジット代金

ご契約者	代表者名	フリガナ	代表電話番号	－　－

預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書（収加）〔ジャックス利用代金〕

私は株式会社ジャックスから請求された金額を私名義の下記預金口座から預金口座振替によって支払うこととしたいので預金口座振替規定を確約のうえ依頼します。

振替日・払込日 毎月27日（休業日の場合はその翌営業日）

どちらか一つをご指定ください

金融機関（ゆうちょ銀行以外）

フリガナ

銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農協　　支店 本店 営業部 出張所

預金種目　1.普通・総合　2.当座　口座番号

※預金種目が未記入の場合、普通・総合となります。　口座番号は右からつめてご記入ください。

捨印（ゆうちょ銀行は除く）

ゆうちょ銀行

契約種別コード	記号	番号（右からつめてご記入してください。）
3 4	※	

払込先口座番号　00170-6-42169　払込先加入者名　株式会社ジャックス

これは支払先ではありません。　※欄は通帳の記号のあとにハイフンと数字がある場合のみご記入ください。

ゆうちょ銀行の番号は末尾が1となります。

金融機関へのお届出印をご捺印ください

必ずご記入ください

口座名義人　フリガナ　　お届出印

※法人の場合は社名、代表者役名、代表者名を省略せずに記入してください。
※金融機関へのお届出印がサイン取引の場合はサインをお届出印欄に記入してください。

預金口座振替規定（ゆうちょ銀行以外の金融機関ご利用の場合・ゆうちょ銀行は除く）

1. 私が支払うべき料金等について貴行に請求書が送付されたときには、私に通知することなく、請求書に記載された金額を預金口座から引落しのうえお支払いください。
   なお、振替日が変更された場合には、請求書に記載された日をもって処理されてもさしつかえありません。引落し後の代金領収書の提出の必要はありません。
2. 預金の引落しにあたっては、当座勘定規定又は預金規定にかかわらず、当座小切手の振出又は預金払戻請求書の提出はいたしませんから、貴行所定の方法で処理してください。
3. 預金口座の残高が振替日において請求書の金額に満たないときは、私に通知することなく、請求書を返却されても、また指定日以降に再度振替られても異議ありません。
4. この預金口座振替契約は、貴行が必要と認めた場合には、私に通知することなく、解除されても異議はありません。
5. 上記会員番号につき別番号の追加利用、又は変更があっても本書は有効として扱われてもさしつかえありません。
6. この預金口座振替についてかりに紛議が生じても、貴行の責によるものを除き、すべて私と株式会社ジャックスとの間において解決するものとし貴行にはご迷惑をかけません。

ゆうちょ銀行をご指定の場合は自動払込み規定が適用されます。

金融機関使用欄	1. 印鑑相違　6. 預金取引なし 2. 印鑑不鮮明　7. 支店名相違 3. 預金種目相違　8. 4. 口座番号相違　9. その他 5. 名義人相違　（　）
	備考

検印	印鑑照合	受付印

※預金口座振替依頼書・自動払込利用申込書に不備がありましたら、左記該当箇所に○印をつけて至急株式会社ジャックスへご返送ください。

〒804-0067 福岡県北九州市戸畑区
汐井町1-6 ウェルとばた 株式会社TMJ 9階
株式会社ジャックス 口座振替係 宛

ジャックス提出用

お取扱いできる金融機関

都市銀行……全銀行・全本支店取扱い出来ます。

地方銀行……全銀行・全本支店取扱い出来ます。

信用金庫……全信用金庫・全本支店取扱い出来ます。

信用組合……一部の信用組合で取扱いができません。詳しくはジャックスのホームページに掲載しております。「お取り扱い金融機関一覧」をご確認ください。
https://www.jaccs.co.jp/business/syudai/kouzafurikae/kinyukikan.html

農協……一部の農協で取扱いができません。詳しくはジャックスのホームページに掲載しております。「お取り扱い金融機関一覧」をご確認ください。
https://www.jaccs.co.jp/business/syudai/kouzafurikae/kinyukikan.html

労働金庫……全国の労働金庫で取扱い出来ます。

ゆうちょ銀行……全国のゆうちょ銀行で取扱い出来ます。

お知らせ

- 口座振替（自動引落し）は毎月27日（休業日の場合はその翌営業日）となっております。預金口座へのご入金は26日までにお願いいたします。
- 引落後の通帳には、ジャックス、JACCS、クレジット等で記帳されますので、ご了承ください。

ご記入例・ご注意

金融機関のお届け印をご捺印ください。

（金融機関で受付されない例）

不鮮明　重ね印　はみ出し

お届け印「捨印」欄には通帳をご覧の上、お届け印を必ずご押印ください。

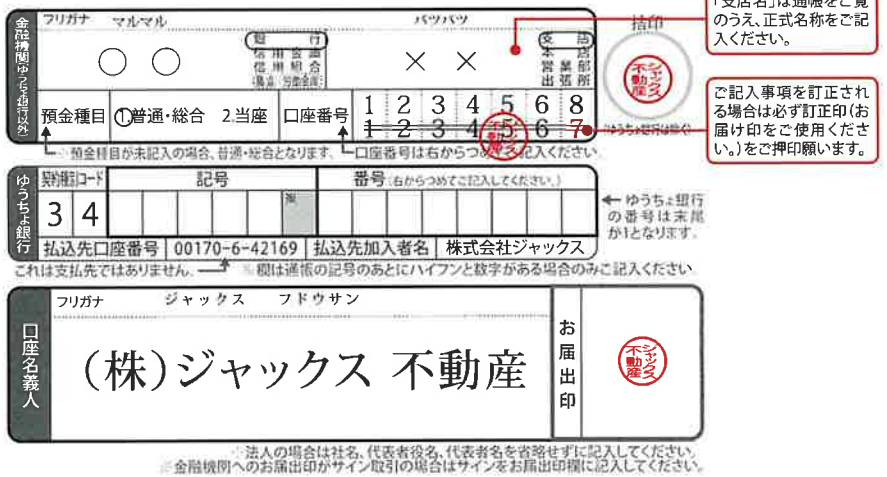

⑦賃貸人様用

賃貸保証約款

パナソニック ホームズ不動産株式会社もしくは賃貸人（以下これらを総称して「甲」という。）とパナソニックホームズ賃貸サポート株式会社（以下「乙」という。）とは，甲と賃借人（以下「丙」という。）との間で締結された、表面記載の居住用賃貸物件（以下「本物件」という。）にかかる賃貸借契約（以下「原契約」という。）に関連し、乙が，原契約の賃借人である丙の債務を保証することを内容として本賃貸保証契約（以下「本契約」という。）を締結する。

第1条（総則）

1.本契約は、甲が株式会社ジャックスが実施する賃借料等の立替払に関する基本契約（以下「立替払等委託契約」という。）の契約者であり、かつ、丙が立替払等委託契約を利用することを前提とする。

2.本契約は、必要事項が記載された賃貸保証契約書を甲が受領した時点で成立するものとする。

3.本契約は、原契約に関して甲が株式会社ジャックスとの間で立替払等委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、丙が甲を介して乙に対し、原契約に関して締結された乙丙間の保証委託契約に基づき保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点で効力が発生する。

第2条（保証期間と更新）

1.本契約期間（以下「保証期間」という。）は、原契約の締結から原契約月的物の明渡が終了した時までとする。ただし、前条3項記載の通り、本契約の効力発生時点は、あくまで甲が株式会社ジャックスとの間で立替払等委託契約を締結したことを乙が確認し、かつ、丙が甲を介して乙に対し、本契約に基づく保証委託料を支払ったことを乙が確認した時点とする。

2.以下に定める事由のいずれかが発生した場合、そのときをもって，本契約は終了するものとする。ただし、当該事由につき乙の書面による承諾があった場合にはこの限りでない。

①本物件の用途が居住用から他の用途に変更された場合。

②丙の原契約上の地位が第三者に移転した場合（相続等包括承継を除く）。

③原契約に基づく賃借権の譲渡・転貸等がなされた場合、または本物件の占有者に追加・変更があった場合。

④原契約内容に重大な変更があった場合。

第3条（保証の範囲）

1.乙は、甲に対し、丙が甲に対して負担すべき債務のうち、次の各号記載の債務について連帯して保証することを約し、甲はこれを承諾した。

①賃料等及び更新料の滞納分（但し賃料の14ヶ月分を上限とする）。

②原契約に基づいて丙が負担する、水道料金、光熱費、町内会費、甲が収納を受託している費用（以下「変動費」という。）の滞納分。

③原契約が終了した場合に生じる、解除後本物件明渡しまでの間の賃料等相当損害金。

④甲が原契約を解除する正当な理由が存在すると乙が判断する場合において、本物件の明渡しまでに要する費用（通知、支払督促、訴訟その他法的手続きに必要な費用）として、甲が乙の承諾を得て支出したもの（弁護士費用を含む）。

⑤原状回復費用（ただし、国土交通省が平成23年8月に発表した「原状回復をめぐるトラブルとガイドライン（再改定版）」に準拠して丙が負担することが合理的であると乙が判断した範囲の費用のうち、甲が未だ丙その他の第三者から弁済を受けていない費用であり、かつ乙が指定した書式及び手続にて乙に報告された費用に限る。以下同じ。）

⑥原契約に基づき、丙が甲に支払う義務を負う早期解約の違約金。早期解約とは原契約の期間開始日から1年以内になされた解約をいうものとする（更新後は対象外とする）。但し、甲が、乙の承諾なく丙へ敷金等の預り金を返還した場合には、乙は早期解約の違約金の保証債務の履行義務を免れるものとする。

⑦原契約に基づき賃借人が賃貸人に支払う義務を負う再契約料。

⑧解約予告義務違反の損害金

⑨賃借人の責に帰すべき鍵の交換費用。

2.前項の規定にかかわらず、甲と株式会社ジャックスとの間の立替払等委託契約において、株式会社ジャックスが立替払いを行った部分については、乙は一切保証の責任を負わないものとする。

3.第一項⑥に基づく早期解約の違約金は次の各号を全て満たす場合に限り保証債務に含むものとする。

①丙が甲に対し原契約の解約届を提出すること。

②甲が示す支払約定日までに履行なき場合、甲は乙に報告すること。

③甲が乙に対し、本契約終了日の属する月の翌々月15日迄に乙所定の書式により未納の報告、及び以下の書面を提出すること。

i賃貸借契約書の写し。

ii解約の通知を証する書面。

iii敷金の精算を証する書面。（但し敷金がない場合は不要。）

iv賃借人の転居先及び連絡先

4.乙は、次の各号における債務については、一切負わないものとする。

①滞納賃料等の遅延損害金

②戦争、地震、天変地異等不可抗力によって生じた損害

③立替払等委託契約の利用が終了した場合、終了日以降に発生した債務（ただし、丙による賃料等及び変動費の滞納額が累積で賃料等及び変動費の合計10ヶ月分に達したことにより立替払等委託契約が終了する場合を除く）

④本物件明渡し後の賃料等及び賃料等相当損害金その他本条第1項に含まれない債務

第4条（甲の義務）

甲は、以下の義務を負う。

①甲が本物件を第三者に売却するときは、事前に乙に書面にて報告すること。その他甲または丙の原契約上の地位が第三者に移転するときは、事前に乙に書面にて報告すること。

②甲は、直接乙に対し、指定の書面その他の通知方法にて家賃滞納発生報告を行うこと。

③甲は乙に対し、本物件の明渡しが完了したH の属する月の翌月末日までに、乙が甲に対して負担するべき保証債務の総額の金額を通知すること。

④甲は、丙の債務不履行を原因とする明渡しの際の物件立会い及び残置物撤去時の立会いをすること。

⑤甲は、乙が書類の提出を依頼したときは、期限内に提出すること。

⑥甲は、本契約の目的を達するために乙が必要または適切とみなす契約書その他の書類の作成、調印を乙から要求された場合は、これを速やかに作成、調印して乙に交付すること。

⑦甲は、本物件の管理を委託している管理業者を変更する場合には、速やかに乙に対してその旨を記載した書面を提出すること。また、当該管理業者にその変更を届けさせる場合には、甲の責任において行うこと。

⑧甲は、乙が丙に対して行う事前求償及び求償権の行使に協力すること。

⑨その他、賃貸保証に関わる事項で乙が協力を依頼した業務をすること。

第5条（甲の確約）

1.甲は、立替払等委託契約を利用して、丙の毎月の賃料等の請求データを、立替払等委託契約の契約内容に則り乙に送信しなければならない。

2.甲は丙より回収した初回保証料を乙の請求書に基づき、乙指定金融機関口座へ振込まなければならない。

3.甲は、丙に賃料等の滞納が発生した場合には、当該賃料等の支払Hの属する月の翌月15Hまでに乙に対しその旨を通知しなければならない。ただし、立替払等委託契約が終了するまでの期間に限っては、立替払等委託契約を運営する株式会社ジャックスから、乙が直接当該情報を取得することに甲が同意する場合はこの限りではない。

4.甲は株式会社ジャックスから乙に提供される原契約の家賃滞納に関する情報に基づき、丙が原契約に基づく家賃3ヶ月分以上の支払を遅延し、乙が要請した場合には、如何なる事情があっても乙の要請日より1ヶ月以内に乙が指定した者を訴訟代理人と定め、建物明渡し等を請求する訴訟を委任するものとする。

5.委任された者は、丙に対して配達証明付内容証明郵便をもって、家賃3ヶ月分以上の支払遅延により賃貸借契約書を解除する旨の通知をするものとする。又、賃貸借契約書解除後1ヶ月経過したにもかかわらず丙が本物件を明け渡さない場合、丙に対して建物明渡し等を請求する訴訟を提起するものとする。

6.建物明渡し等を請求する訴訟において甲が勝訴したにもかかわらず丙が本物件を明け渡さない場合は、委任された者は丙に対して、本物件の明渡し執行の申し立てを行い、同時に動産執行の申し立てを行うものとする。

7.本条第1項から第6項までに定めるほか、甲は乙の履行すべき保証債務が拡大することを防止する

第6条（免責要件）

次のいずれかの事由がある場合には、乙は下記の範囲で保証債務履行の責を負わないものとする。

①甲が、前条第一項の送信を怠ったとき。この場合、乙は、当該送信を怠った賃料等にかかる保証債務について、履行の責を負わない。

②甲が乙に対する前条第3項の通知を怠ったとき。この場合、乙は、当該通知を怠った滞納賃料等にかかる保証債務について、履行の責を負わない。
ただし、立替払等委託契約が終了するまでの期間に限り前条第3項ただし書きの同意がなされている場合はこの限りではない。

③甲が前条第4項に定め義務を、履行しなかったとき。

④甲が乙の要請にもかかわらず、前条第7項の協力を行わなかったとき。この場合、乙は、かかる協力が行われなかったことにより拡大した保証債務全部について、履行の責を負わない。

⑤本契約締結に際し、甲または丙が乙に対して、保証引受の可否の判断に影響を与えうる事実について虚偽の説明をし、またはかかる事実を説明しなかったとき。この場合、乙は本契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。

⑥甲が第4条に定める賃貸人の義務を怠ったとき。この場合、乙は本契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。

⑦甲が乙に事故報告しているにも関わらず、乙の承諾なく支払計画を丙との間で取り交わしたとき。この場合、乙は本契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。

⑧甲が丙の債務不履行の存在を知りながら、賃貸保証委託契約を締結させた場合。この場合、乙は本契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。

⑨甲が乙の承諾なくして丙と原契約を私的に処理し、その後乙に対して保証金の支払請求をした場合。この場合、乙は本契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。

⑩甲の事故報告の時期と内容に虚偽があった場合。この場合、乙は本契約に基づく保証債務全部について、履行の責を負わない。

第7条（滞納賃料等、損害金及び法的手続費用等の支払時期）

本契約に基づく乙の甲に対する保証債務の支払時期は、本物件の明渡しが完了した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）とする。ただし、本物件の明渡しが完了した日において、金額の確定していない保証債務がある場合は、当該保証債務に関しては、甲が、乙に対し当該保証債務の金額を通知した日の属する月の翌月末日（金融機関休業日の場合は翌営業日）を支払日とする。

ただし、甲乙協議の上、別途覚書を交わして、支払時期を変更できるものとする。

第8条（譲渡担保）

1.丙は本契約に基づく乙に対する一切の債務を担保するため、原契約に基づく甲に対する敷金・保証金返還請求権を乙に譲り渡し、乙はこれを譲り受けたことを甲は確認する。

2.丙は、原契約に基づく敷金・保証金返還請求権について、乙以外の者への譲渡・担保差入その他の処分をしてはならない。

第9条（再委託）

乙は、本契約に定める事務の一部を乙が任意に選定する第三者に再委託することができるものとする。

第10条（原契約の変更）

甲は、原契約を変更する場合（ただし賃料等の減額は除く。）には、事前に乙の書面による承諾を取得するものとし、原契約の変更は、当該承諾がない限り乙に対しては効力を生じないものとする。

第11条（本契約の解除）

1.甲、株式会社ジャックスまたは乙の何れか一方が、次の各号の何れかに該当する事由が発生した時には、甲または乙は本契約を解除できるものとする。

①金融機関との取引停止または手形小切手を不渡りにしたとき。

②他の債務の為の強制執行、保全処分、滞納処分を受けたとき。

③破産、民事再生手続、特別清算、会社更生等の申し立てがあったとき。

④営業を休廃止し、または解散したとき。

⑤営業の継続が著しく困難と判断されるとき。

2.甲または乙は、相手方が本契約に違反した場合、または相手方もしくは株式会社ジャックスの信用状態に重大な変化が生じた場合、本契約を解除することができる。

3.本条第2項による本契約の解除によって解除した側に損害が生じた場合、解除につき責を負うべき相手方はその損害を賠償するものとする。

第12条（反社会的勢力の排除）

1.甲及び乙は、相手方に対し、次の各号の事項を表明し、保証するものとします。

①自らまたは自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）及び従業員が、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに進ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。

②自らまたは自らの役員及び従業員が反社会的勢力でなかったこと。

③反社会的勢力に自己の名義を利用させ、本契約の締結をするものではないこと。

④反社会的勢力を利用しないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。

⑤反社会的勢力に資金提供を行わないこと、およびこれに準ずる行為を行わないこと。

⑥自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
ア.相手方に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為。
イ.偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為。

2.甲または乙は、相手方が前項に違反した場合、催告その他何等の手続きを要することなく、直ちに甲乙間で締結した全ての契約の全部又は一部を解除することができるものとします。

3.甲または乙は、前項に基づき甲乙間の契約を解除した場合、これにより被った損害の賠償を相手方へ請求できるものとします。

第13条（定期借家契約）

原契約が定期借家契約である場合には、以下の通りとする。

①原契約が中途解約を認めない場合において、原契約が中途解約されたことにより、丙に違約金支払義務が発生する場合には、乙は、丙の違約金支払義務のうち賃料の14ヶ月分を上限としてこれを保証するものとする。

②原契約終了後本物件について新たな賃貸借契約（以下「再契約」という。）を締結する場合、新規申込として、改めて賃貸保証契約の申込みがなされ、かつ、その申し込みを乙が承諾し、さらに甲が立替払等委託契約を改めて利用すると共に、乙に対して保証委託料が支払われたことが乙によって確認されなければ、再契約に基づき丙が負担する債務について、乙の保証は発生しない。

第14条（原契約の信頼関係破壊）

丙の滞納した賃料等相当額を株式会社ジャックスが甲に対し立替払いを行った事実及び乙の甲に対する保証債務履行の事実は、甲丙間の原契約における信頼関係破壊の判断に影響を及ぼさず、丙による家賃等の滞納が3ヶ月に達したときは、上記立替払いの事実や保証債務履行の事実に関わらず、甲は原契約を解除することができる。

第15条（損害の賠償）

甲の過失により訴訟の継続ができなかった場合、または明渡しができなかった場合、その他著しく乙に損害を及ぼした場合に、甲は乙に対し、乙の被った損害を賠償しなければならない。

第16条（甲に対する乙の個人情報取得・利用）

乙は以下の利用目的の範囲内で甲の個人情報を取得・利用し、甲はこれに同意する。

①本契約の履行、アフターサービスの実施のため。

②本契約の履行に係る債権の求償または事前求償のため。

③その他上記業務に付随する業務を遂行するため。

第17条（分離可能性）

本契約書の文言または条項の一部が無効または取消となった場合、当該無効または取消部分のみが本契約書から削除されたものとみなされ、他の文言及び条項は有効に存続するものとする。

第18条（管轄裁判所）

本契約に関する一切の紛争は、乙の本社または本部各支店所在地を管轄する地方裁判所または簡易裁判所を合意管轄裁判所とする。

第19条（協議事項）

本契約に定めていない事項については、甲及び乙は、関係法規及び慣習等に従い誠意を持って協議の上処理するものとする。

以上

③ 入居申込書（法人用）

申込物件

物件名		号室		申込日	年　月　日
所在地				入居希望日	年　月　日

家賃	円	駐車場	円	初回保証加入料	円
共益費	円	駐輪場	円	年間保証更新料	円
敷金	円	町内会費	円	口座振替手数料	円
礼金	円	更新料	円		円
鍵交換手数料	円	更新事務手数料	円		円

申込者（契約者）

ふりがな		ふりがな	
法人名	㊞	□代行 □転貸会社	㊞
代表者			
所在地		所在地	
TEL		TEL	
FAX		FAX	
担当		担当	

火災保険	法人・個人	駐車場	法人・個人		法人・個人
鍵交換手数料	法人・個人	駐輪場	法人・個人		法人・個人
町内会費	法人・個人	CATV	法人・個人		法人・個人

注意事項1）募集図面・インターネット掲載内容と現況が異なる場合は、現況を優先とします。必ず現地をご確認ください。
注意事項2）本書面記入内容に虚偽がある場合は、契約成立後でもその契約は解除され、それに伴う損害金を請求します。
注意事項3）審査諾否の内容については、一切お答えできかねます。
注意事項4）契約期間中は、火災保険（借家人賠償責任特約 1,500万円以上）の付保を条件とします。

仲介会社	会社名 所在地 TEL FAX	上記注意事項の確認・説明を実施し、申込者より承諾を得たことを誓約します。 担当　㊞

パナソニック ホームズ不動産株式会社

④ 入居社員・同居人 確認書

入居社員			
ふりがな			
氏名		男 ・ 女	
生年月日	西暦　　年　　月　　日（満　　歳）		
現住所	〒　　－　　都道府県		
電話番号	－　　－		
勤務先名			

同居人			
ふりがな		入居社員との続柄	
氏名	男 ・ 女		
生年月日	西暦　　年　　月　　日（満　　歳）		
電話番号	－　　－		
ふりがな		入居社員との続柄	
氏名	男 ・ 女		
生年月日	西暦　　年　　月　　日（満　　歳）		
電話番号	－　　－		
ふりがな		入居社員との続柄	
氏名	男 ・ 女		
生年月日	西暦　　年　　月　　日（満　　歳）		
電話番号	－　　－		

入居社員の緊急連絡先			
ふりがな		入居社員との続柄	
氏名	男 ・ 女		
生年月日	西暦　　年　　月　　日（満　　歳）		
現住所	〒　　－　　都道府県		
電話番号	－　　－		

パナソニック ホームズ不動産株式会社

ご契約者様

管理会社：パナソニック ホームズ不動産株式会社
保険代理店：パナソニック ホームズ不動産株式会社
株式会社イントラスト

賃貸住宅ご入居者様向け火災保険のご案内

拝啓　時下ますますご清祥の段、お慶び申し上げます。
この度は、パナソニック ホームズ不動産株式会社の管理物件へお申込またはご入居いただきまして誠に有難うございます。本物件の保険共同募集代理店であります「株式会社イントラスト」より、お部屋の火災保険（借家人賠償保険付き）についてご案内させていただきます。 **※鍵のお受け取りまでに必ず保険のお手続きを完了いただきますよう、宜しくお願い申し上げます。**

保険の共同募集に関するご案内

■パナソニック ホームズ不動産株式会社は、「入居者様の管理、保険のご案内」を致します。
■株式会社イントラストは、「保険申込書の作成、保険のご案内、保険料の領収・返還、契約報告、ご契約の管理」をいたします。

ご案内する保険商品について

弊社は、入居者様へ保険商品をお勧めするにあたり、下記の通り推奨方針を定めております。
【推奨方針】弊社取扱保険の内、以下の保険会社の商品を推奨いたします。
引受保険会社 ： 三井住友海上火災保険株式会社（地震保険追加付帯可能）
引受少額短期保険会社：PLT 少額短期保険株式会社（地震保険付帯不可）

保険会社と少額短期保険会社の違いについて（補償内容詳細については裏面に記載）

項目	少額短期保険業者	保険会社
地震保険	付保不可	付保可
保険金額に関する制限（上限）について	1000万 ※1	なし ※2
保険契約者保護	保険契約者保護機構の対象外	保険契約者保護機構の対象

※1 引受可能な保険金額の上限を超える場合はお断りをさせていただく場合がございます。
（例、1人の被保険者で2つの物件をお申込みされる場合）
※2 各損害保険会社毎に保険金額の上限規定がございます。

保険契約におけるご入居者様の情報に関するご案内

弊社では、火災保険について株式会社イントラストとの共同募集により契約締結や付随業務を実施するにあたり、個人情報保護法に基づき、以下に共同利用される情報についてのご案内をさせていただきます。

1 共同利用される個人データの項目　入居予定の物件名・住居番号・物件所在地・入居中込に伴ってパナソニック ホームズ不動産株式会社が収集する保険募集対象者の氏名・性別・生年月日・郵便番号・現住所・電話番号・携帯電話番号・メールアドレス・勤務先・勤務先電話番号・勤務先住所、他入居者の氏名・性別・生年月日
2 共同募集の範囲　パナソニック ホームズ不動産株式会社
イントラスト株式会社
3 共同利用の目的　保険共同募集代理店として行う保険募集・保険契約の維持・管理等に関する業務のため
（電話、FAX、ダイレクト・メール、電子メール送信などの方法を含む）
4 共同利用管理責任者　株式会社イントラスト 個人情報保護管理者

推奨保険会社の商品比較表

弊社が推奨しております、三井住友海上火災保険株式会社と PLT 少額短期保険株式会社の契約内容・サービスにつきまして下記にてまとめております。加入保険の検討にお役立てください。

	三井住友海上火災保険 リビングFIT	PLT少額短期保険 家財総合保険
保険期間	1年(自動更新)	2年
家財 保険金額	３００万円 (50万円～2500万円選択可能)	３００万円 ※300～800万円 選択可
地震保険	付帯可	×
地震火災費用	あり（家財保険金額×５%）	あり（家財保険金額×５%）
借家人賠償 保険金額	１５００万円	１０００万円（合算）
個人賠償 保険金額	３億円	
借用戸室修理費用	３００万円	１００万円
戸室内死亡	×	５０万円
遺品整理	×	５０万円
ドアロック交換費用	３万円	３万円
ピッキング防止費用	×	３万円
失火見舞費用	３０万円	２０万円
水回り修理・鍵開けサービス	あり	なし
保険料 （家財３００万円の場合）	１０,０００円（１年） ２年は１８,０００円	１７,９００円（２年）
保険料支払い方法	クレジットカード・口座振替 ２年契約は払込票払いも可	クレジットカード・払込票
示談交渉サービス	あり	なし

【東京東営業所】

火災保険　加入確認書　【法人用】

弊社賃貸住宅にご入居するにあたり、火災保険の加入が必要です。つきましては、ご契約開始までに弊社取扱いの賃貸入居者火災総合保険へのご加入、またはご自身で任意の保険会社で保険加入のお手続きをお願いいたします。

保険の加入手続きについて、いずれかの□にチェックをお願いいたします。

□ **パナソニックホームズ不動産取扱いの賃貸入居者火災総合保険に加入します。**

取扱保険会社：①PLT少額短期保険㈱・②三井住友海上火災保険㈱

保険の種類　：□ **①PLTの家財総合保険(賃貸入居者火災総合保険)**

保険料：17,900円～(**保険期間２年間・地震付帯不可**)

□ **②三井住友海上ﾘﾋﾞﾝｸﾞFIT（賃貸住宅居住者総合保険)**

保険料：18,000円～(**保険期間２年間・地震追加可能**)

(補償内容により異なります)

□ **自分で賃貸住宅入居日までに保険手配をします。**

（ご注意ください）

・借家人賠償の保険金額は1,000万円以上

・保険証券または付保証明書の写しの提出が必要

保険代理店より証券ご提出に関する連絡が入りますので、ご対応いただきますよう、よろしくお願いいたします。

別途郵送するご契約手続きのご案内によりウェブページから加入手続きをお願いいたします。

書面でのお申込み手続きをご希望される場合は、保険申込みに必要な書類を郵送いたしますので

下記□にチェックと書類送付先欄にご記入をお願いいたします。

□　書面での申込み手続きを希望します。

ふりがな	
保険契約者	会社名・役職名・代表者氏名をご記入願います。
電話番号	会社電話番号をご記入願います。 －　　－
書類送付先（会社住所） 担当部署までご記入ください。	〒　　－　　都道府県

弊社記入欄

物件名			号室
仲介会社			担当
	TEL	備考	
契約形態	□　個人契約　　□　法人契約		
契約起算日	□　未定　　□　下記のとおり 年　　月　　日		

会費月額
1,100円税込

日常生活のお困りごとを幅広くサポートします。

安心入居サポート

環境も生活スタイルも変わる新生活には、様々な不安やトラブルがつきものです。
“安心入居サポート”では、そんな入居者様の不安解消のサポートをさせて頂きます。

トラブル発生
0120-024-070
▶
コールセンター
入居者様の過失や事故に対して会員価格で対応！
▶
トラブル解決
手配をした専門業者がトラブルを解決します！

緊急駆けつけサービス

出張費無料 60分
24時間対応 365日

カギ

《例えば…》
○ カギを紛失して自宅に入れない!
○ 外出先にカギを忘れてしまった!

※ 氏名・住所が会員登録と一致する顔写真付の公的身分証明書の提示が必要です。
※ 合鍵の作製はできかねます。
※ マンションのオートロックは作業対象外です。

宿泊補助給付金 最大10,000円(税込)

水まわり

《例えば…》
○ 蛇口からの水漏れ!
○ トイレのタンクが故障して水が出ない!
○ 台所の詰まりで水が流れない!

ガラス

《例えば…》
○ 泥棒の侵入でガラスが割られた!
○ 自然災害でガラスが割れた!
○ ガラスにヒビが入っているので応急処置をしてほしい!

※ 災害や天候等が理由で、当日の出動対応ができかねる場合がございます。

在宅確認

《例えば…》
○ 一人暮らしをしている子供に連絡がとれなくて心配! 様子を見て来て!

※ あくまでも玄関前までの出動対応となります。
※ 部屋内に入っての確認は一切行いません。

電気

《例えば…》
○ 電気が切れてしまった!
○ エアコンの調子が悪い!
○ エアコンから水が漏れてくる!
○ コンセントの調子が悪い! ○ 突然ブレーカーが落ちた!

NEW!!

※ 特殊な電気機器(配電盤・分電盤等)の故障は、別建屋材発注の可能性があるため、対応できかねる場合がございます。(停電・電気料金の未払い等は、電力会社様の対応となります。)
※ 建物設備以外は、サービス対象外となります。
※ ブレーカーの反復作で解決しない、建物設備に関するトラブルは管理会社様へご連絡してください。

ガス給湯器

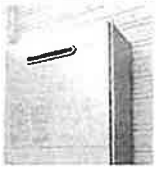

《例えば…》
○ お風呂のお湯が出ない!
○ お風呂の温度が安定しない!

NEW!!

※ 緊急の一次対応であり、機器の修理等は、ガス会社様の対応となりますので、対応はできかねる場合がございます。
※ 機器の修理やガス漏れの場合は、管理会社様へご連絡してください。

管球交換

《例えば…》
○ 管球交換の際、高い所で作業しづらい!
○ 交換の方法が分からない!

NEW!!

2022年4月より新たに、【電気】【ガス給湯器】【管球交換】サービスを追加しました。

生活相談サービス

24時間受付 365日

健康・医療

専門カウンセラーが対応

《例えば…》
○ 不意にケガをしてしまった、応急処置はどうすればいいの?
○ 急な発熱、とりあえずどうしよう?
○ ストレスがたまって精神的にまいってしまった!

※ 当社で医療対応はいたしません。 ※ 個別の相談料は実費となります。

ダイヤル案内

弁護士などをご案内

《例えば…》
○ 訪問販売がしつこくてついつい契約をしてしまった!
○ 出会い系サイトから不当請求がきて困っている!

※ 当社で回答対応はいたしません。 ※ 個別の相談料は実費となります。
※ ご案内ご紹介先の対応時間については別途ご確認ください。

バックアップサポート

もし自分の部屋に泥棒が入ってしまったら!
同じ部屋に住み続けるのは不安だと言う方のために
再入居費用として一律10万円(税込)を負担します。

※ 同協定会社様の物件再入居が条件となります。 ※ ご利用は契約期間中1回のみとなります。
※ 警察への被害届の申請が必要です。

自転車バックアップサポート

自転車修理補助金制度

《例えば…》
○ パンクしてしまった! ○ チェーンが外れた!
等の修理代をバックアップいたします。

※ 修理補助金(上限2,000円(税込))まで)を会員期間中1回バックアップいたします。
※ 本サービスの会員規約に基づき、申請して頂くことが条件となります。

サービス運営会社：ジャパンベストレスキューシステム株式会社

24時間365日受付
フリーダイヤル
0120-024-070

会員のメリット

項　目	トラブル内容・対処方法	非会員	会　員
カ　ギ	カギを無くしてしまい、家に入れない → 特殊な工具でカギを開けてもらった	16,500円(税込)～	0円
水まわり	トイレを詰まらせてしまった → ローポンプを使用した詰まり解消作業	12,100円(税込)～	0円
水まわり	トイレタンクの故障 → トイレタンク内の金具調整	8,800円(税込)～	0円

※ 上記の料金は、あくまで目安となります。　※ 60分以上の作業の場合、別途10分につき1,100円(税込)の作業料金がかかります。　※ 部品が必要な場合は、別途部品代金が必要となります。

無償対応範囲と有償対応範囲について
○ 無償対応範囲…基本料金・出張料金・夜間料金・休日料金・作業料金(60分以内の作業)一入居者様の過失によるトラブルを無償で対応いたします。　○ 有償対応範囲…60分以上の超過作業料金(10分につき1,100円(税込))・特殊作業料金・製品代金(ガラス代・パッキン代などの各種部品代)
○ 経年劣化によるトラブルや共有部のトラブルに関しては、家主様・管理会社様等へご連絡いたします。

JBR NET　利用回数制限なし！全国で利用できる優待割引！

トラベル
割引補助サービスを利用してお得な旅に出よう!

海外パッケージツアー 最大10%off
ベネフィット・ステーションパッケージツアーデスク

グルメ
世界最大のピザチェーン。心を込めて焼き上げます。

ご注文2,500円以上で 500円off
ピザハット

レジャー
混雑無しの完全指定席でゆったり鑑賞できる映画館。

MOVIX特別団体鑑賞券 大人1枚1,800円～ 1,300円
MOVIX(ムービックス)

くらし
全国店舗で1日料金を最大55%OFF!

一般料金より 最大55%off
ニッポンレンタカー

ご利用につきましては、会員様専用ホームページにてご確認下さい。
※ 上記の掲載内容は一部の対象箇所です。　※ ご利用方法につきましては、会員様専用ホームページにてご確認下さい。
※ 掲載内容は予告なく、変更及び終了する場合がございます。　※ 掲載内容は2013年12月現在の情報です。
https://www.jbr-members.com

便利な会員証アプリ

住まいの緊急トラブルサポートアプリ
Living Link
リビングリンク

無料「会員専用アプリ」

いつでもどこでも 緊急連絡可能!!
スマホと一体で 安心便利な会員証!!
自分で見て、自分で解決 自己解決動画!!
状況説明の書類不要 WEBカメラ!!
アプリで確認 「トリセツ」機能搭載!!

アプリをダウンロードしたら

お客様情報入力
❶お名前(カタカナで入力)
❷電話番号(間の「-」無しで続けて入力)
以上の2項目を入力し、「確認」をタップ。
確認画面の表示後「登録」をタップすると完了です。

プッシュ通知表示でご利用開始!
アプリのアイコンにプッシュ通知が表示されましたら全ての準備が完了です。
アプリをご利用いただけます。
ご利用開始の目安は、お客様情報登録から約2週間程度です。

アプリのダウンロードはこちらから
リビングリンク　検索

Available on the iPhone App Store
ANDROID APP ON Google Play

24時間365日受付 フリーダイヤル 0120-024-070

安心入居サポート　規約

第1章　総則

第1条(規約)
1. この規約は、ジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下「当社」といいます。)が提供する「安心入居サポート」(以下「本サービス」といいます。)を、第2条所定の会員が利用するにあたって適用されます。
2. 当社は、運営上必要と判断した場合、会員の了承を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合には、会員は本サービスの最新の規約を理解するものとし、本サービスの利用条件は、変更後の規約によることを予め承諾するものとします。

第2条(会員)
1. 会員とは、当社が業務提携をした不動産賃貸業者(以下「取扱店」という)が媒介または仲介した不動産(以下「対象物件」といいます。)についての賃貸借契約を締結し入居手続を行った後、本規約に同意の上、本サービスの入会申込手続を完了し、かつ当社が本サービスへの入会を認めた者をいいます。会員が取扱店より順として対象物件を賃借した場合にはご入会いただけません。
2. 会員は、本サービスの入会申込手続をした時点で、この規約の内容を承認しているものとみなします。
3. 対象物件の賃借人自身が対象物件に居住されない場合は、対象物件の賃借人の承諾を条件として、対象物件に居住される方(以下「居住者」といいます。)は本サービスの入会申込手続を行うことができます。この場合、対象物件の賃借人は、本規約の内容を十分理解するものとし、会員となる居住者及び同居の家族にその内容を理解させ、居住者及び同居の家族に対し規約に従った行動を行うよう適切な指導監督を行うものとします。

第3条(重複加入等)
会員は、本サービスに関する権利の全部または一部について、第三者に譲渡、売買、質権の設定その他の担保に供する等の行為はできないものとします。

第4条(利用者)
1. 本サービスは、対象物件に居住する会員とその同居家族のみが利用(以下「利用者」といいます。)することができます。ただし、在宅確認サポートのサービスについては会員本人(法人が会員の場合においては申込書にて届出を頂いた方1名)のみ利用することができます。
2. 本サービスを利用する場合、原則として、運転免許証等の公的機関が発行した身分証明書による本人確認が必要となります。

第5条(会員、本サービスの失効)
1. 本サービスの会費は月額1,000円(税別)とします。
2. 会員は、毎月一定の期日までに次月分の会費を、当社指定の方法で支払うものとします。
3. 会員が会費の支払を怠った場合、滞納期間中は本サービスの提供を受けることはできません。会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合または当社が業務提携をした取扱店が営業を停止した場合には、本サービスは自動的に失効し、会員資格は終了するものとします。なお、支払済の会費は、退会、会員資格の終了、その他理由のいかんを問わず、返金しないものとします。

第6条(有効期間)
本サービスの有効期間は、対象物件に入居した日から退去した日までとします。

第7条(変更の届出)
1. 会員は、当社への届出内容に変更があった場合には、当社に所定の方法で速やかに変更の届出を行うものとします。
2. 前項の届出がなかったことで会員が不利益を被ったとしても、当社は一切その責任を負わないものとします。

第8条(会員資格の終了)
会員が以下のいずれかの事由に該当した場合は、会員としての資格は終了するものとし、当社は即刻に本サービスの提供を停止いたします。
(1)不正な行為があった場合
(2)本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合
(3)本サービス利用期間において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間同じ内容で掛ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
(4)会員の対応、態度、行動等から判断し、当社が適正に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
(5)本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益が侵害された場合
(6)暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを貶つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
(7)会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合
(8)会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合
(9)当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
(10)その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
(11)取扱店が営業を停止したとき
(12)会員が対象物件から退去したとき
(13)対象物件が取扱店の管理対象物件でなくなったとき

第9条(個人情報保護)
1. 当社は本サービスの運営において知り得た利用者等の個人情報について、個人情報の保護に関する法律(以下「個人情報保護法」といいます。)その他の諸法令を遵守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。なお、取得した個人情報は、以下の利用目的に使用します。
(1)利用者等より依頼を受けた各種サービスを提供するため
(2)利用者等に対して、当社及び当社の業務提携先の各種営業情報及び販促品等を提供するため
(3)(1)における各種サービスの提供後に、メンテナンス、アンケート、その他の事由により改めて利用者等と接触する必要が生じた場合
(4)利用者等からいただいたご意見、ご要望に応えるため
2. 次に掲げる場合、前項の目的の範囲外であっても利用者等の個人情報を利用し、又は第三者に提供する場合があります。
(1)利用者等が同意している場合
(2)個人情報保護法その他の法令により必要と判断された場合
3. 当社は、第1項の目的のため、利用者等の個人情報を業務提携先等と共同で利用する場合があります。
4. 当社は、会員又はその代理人から、会員の個人情報の掲示等しくは利用の停止、消去、第三者への提供の停止を求められた場合は、当社所定の手続きに従ってこれに応じることとします。なお、当社の会員の個人情報の取り扱いにつきましては、プライバシーポリシー(http://www.jbr.co.jp/privacy/)をご確認ください。

第10条(免責)
1. 当社は本サービスの利用により発生した会員または第三者に生じた損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます。)及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に生じた損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
2. 当社は、以下に掲げる事由その他やむを得ない事由によりサービスの提供をお断りする場合があります。
(1)不正な行為があった場合または不正な行為を行うおそれがある場合
(2)本サービスを規約外の内容で利用しようとした場合(当該物件に関し会員との賃貸借契約の媒介等についての本サービスの提供を含む)
(3)本サービス利用期間において、当社または業務提携先に対して、電話を長時間同じ内容で掛け続ける、必要以上に頻繁に掛ける等の行為を行い、当社及び業務提携先の業務を妨害し、または業務に支障を与えた場合
(4)利用者の対応、態度、行動等から判断し、当社が適切に本サービスを提供することが困難であると判断した場合
(5)本サービスを行う際に、当社または業務提携先の社員及び第三者の生命、身体、財産その他の権利利益を侵害するおそれがあると判断した場合
(6)暴言・暴力やセクシャルハラスメントなど、サービススタッフの人格などを貶つける行為や言動があったとき、または、あったと当社が認めた場合
(7)会員、もしくは本サービスの利用者が暴力団、カルト的宗教団体、反社会的勢力またはこれらに準ずるものの構成員、または準構成員であることが判明した場合
(8)会員が2ヶ月分の会費を滞納した場合
(9)当社及びその関係者等に著しい迷惑や損害を与えた場合
(10)その他当社が会員として相応しくないと判断するに至る正当な理由がある場合
(11)取扱店が営業を停止したとき
(12)会員が対象物件から退去したとき
(13)対象物件が取扱店の管理対象物件でなくなったとき

第11条(反社会的勢力の排除)
1. 会員は、第1号に該当する事由がなく、また第2号に該当する行為を行わないことを登明し、また将来にわたっても該当せず、また行わないことを確約するものとします。
(1)会員が、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者(以下、「暴力団員等」といいます。)であること、または次のいずれかに該当すること
①暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること
②暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること
③自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること
④暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること
⑤役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること
(2)会員が、自らまたは第三者を利用して行う次のいずれかに該当する行為
①暴力的な要求行為
②法的な責任を超えた要求行為
③本サービスに関し、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
④風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
⑤その他前各号に準ずる行為
2. 当社は会員が前項の規定に違反している疑いがあると認めた場合には、会員契約に基づく本サービスの利用を停止することができるものとします。その場合に当社に生じた損害は会員がすべて賠償するものとし、会員に生じた損害は、当社は一切その責任を負いません。

第2章　相談サービス規約

第12条(目的)
相談サービスは、会員の様々なトラブルに関して、必要な手続きの案内や専門家、行政機関、消費者保護団体等の紹介など、会員に対して情報の提供を行うことで、会員のトラブルの解決をサポートします。

第13条(サービス内容)
1. 会員から専用フリーダイヤルにて問い合わせがあった事項に関して、下記の情報を提供することで、トラブル解決のサポートを行います。
(1)トラブルの解決のために必要となる方法、手段等の案内
(2)行政機関及び、消費者保護団体、カウンセラー等の専門家の紹介
(3)その他、トラブル解決のために必要な情報
2. 健康・医療相談サービスとは、健康・医療・介護・育児・メンタルヘルスなどのご相談について保健指導の範囲でアドバイスを行うものであり、診断・診療行為ではありません。病院情報や健康に関する情報をご提供するサービスです。
3. 電気・ガス・給湯器のトラブル相談サービスとは、会員へ電話にて情報提供を行うサービスです。
以下の事項に関しては、サポートの対象外とします。
(1)変更・復帰など、機械的な価値観に関係する事項
(2)法令や社会通念に反する事項
(3)その他、情報提供が著しく困難と認められる事項

第14条(利用料金)
1. 会員は本サービス有効期間内において、第13条所定のサービスを無償で利用することができます。
2. 相談サービスによる情報提供後に生じる下記の費用等については、会員本人のご負担となります。
(1)書類申請等にかかる実費等
(2)弁護士・カウンセラー等と直接に相談を行う場合の報酬等
(3)その他、紛争解決のために発生する費用
3. 電気・ガス・給湯器のトラブル相談サポートサービスの情報提供後の費用については、負本人のご負担となります。

第15条(免責)
1. 相談サービスにおいて当社が会員に提供した情報は、会員がトラブルを解決するための一手段のご提案であり、会員に強制するものではなく、情報の利用についての責任の一切は、会員の自己責任のもと会員本人に帰属するものとします。
2. 当社以外の第三者が行った作業については、当社は故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。
3. 当社は、相談サービスからの情報に基づき会員または第三者に発生した損害(他者との間で生じたトラブルに起因する損害を含みます)及び本サービスを利用できなかったことにより会員または第三者に発生した損害について、故意または重大な過失がない限り、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

第3章 カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートに関する規約

第16条(サービス内容)
当社は、会員に対して、緊急性を有する場合に、カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートを行います。ただし、特殊な機器・部品を使用する場合並びに60分を超える作業及び特殊作業が必要となる場合は、本サービス対象から除外し有料となります。

第17条(免責)
1. カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートに関して、下記の事項に該当する場合、本サービスの提供をお断りする場合があります。
(1)会員本人以外の依頼
(2)火災・天災・暴動等に起因する依頼
(3)カギの開錠の場合に会員本人の立会いがない場合
(4)運転免許証等の顔写真付公的身分証明書の提示のない場合、また、顔写真付公的身分証明書の提示があっても、身分証明書上の住所、氏名が当社に届出のある住所、氏名と異なっていた場合
(5)在宅確認に関して、玄関の開錠を希望する場合
(6)在宅確認に関して、玄関前の対応以外の対応を希望する場合
(7)在宅確認に関して、1時間内の訪問以外からの依頼
(8)カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートとは異なるサポート依頼
(9)対象物件に係る賃貸部分以外に関する本サービスの依頼
2. 当社及び業務提携先は、故意または重大な過失がない限り、カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートに関して、損害賠償等いかなる責任も負わないものとします。
3. 会員に記載した民居家族が、当社への連絡など民居でなくなった場合におけるトラブルについては、当社はいかなる責任を負わないものとし、損害賠償義務を負わないものとします。

第18条(カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポート料金表)
カギ・水まわり・ガラスのトラブルサポート及び在宅確認サポートの利用料金は、下表のとおりとします。

(税別)

時間帯	区分	一般	加入者
基本出張料金 8:00～20:00	カギ・水まわり	8,000円～	無料
	ガラス	6,000円～	無料
	在宅確認	8,000円～	無料
上記以外	カギ・水まわり	11,000円～	無料
	ガラス	12,000円～	無料
	在宅確認	11,000円～	無料
特別作日料金(正月・お盆)	ガラス	6,000円～	無料
作業料金 60分以内	—	実費	無料
作業料金 60分超	—	実費	実費
特殊作業料金	—	実費	実費
部品代金	—	実費	実費

(注)在宅確認サポートは、会員本人もしくは法人契約については届出を頂いた方の1親等内の親族からの依頼に限ります。
(注)作業料金に関し、作業時間が60分を超える場合には、60分を超えてから10分ごとに1,000円(税別)の費用が発生します。

第4章　「JBR NET」サービス規約

第19条(サービス内容及び利用料金)
当社は、会員に対して、提携の利用料金割引及び優待サービス等を提供する「JBR NET」サービスを無償で提供します。「JBR NET」サービスは当社の業務提携先が運営するホームページを通じて提供されます。会員は、このサービスの利用にあたり、業務提携先が定める利用規約を遵守するものとします。

第20条(免責)
1. 「JBR NET」サービスに関して、以下の事項に該当する場合、サービスの提供をお断りする場合があります。
(1)会員本人以外の利用
(2)会員本人以外がホームページにログインした方法による利用
2. 「JBR NET」が提携する施設を利用したこと等により会員、居住者または第三者に生じた損害については、当社及び「JBR NET」運営会社は、損害賠償等、いかなる責任も負わないものとします。

賃貸借入居者負担金補償制度規約

第1条(補償の概要)
ジャパンベストレスキューシステム株式会社(以下「当社」といいます。)は当社と業務する不動産賃貸業者を介して「安心入居サポート」に加入した方(以下「会員」といいます。)に対して、「賃貸借入居者負担金補償制度規約」(以下「本規約」といいます。)に定めた補償制度賃貸借期間中に、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭い、被害に遭ってから6ヶ月以内に会員本人が転居する場合に、その転居費用の一部としてお見舞金を給付します。

第2条(用語の定義)
本補償制度において、用語の定義はそれぞれ以下のとおりです。
(1)「賃貸借入居者(入居者)」
当社と業務提携する不動産賃貸業者の仲介により居住する入居者で賃貸借契約書に記載のある賃貸借契約者本人。
(2)「補償制度」
当社が会員に提供するサービスで、会員本人が入居住宅専用部分における侵入盗被害またはストーカー被害に遭われて転居を余儀なくされた場合、その転居費用の一部としてお見舞金を給付する制度。
(3)「入居住宅専用部分」
当社と業務提携する不動産賃貸業者を仲介者とした賃貸借契約にもとづき会員本人が居住する 物件で、人が居住の用に供する部分のうち会員が内鍵から完全に施錠でき、実際に居住してい る部分。ベランダは除く。
(4)「施錠中」
入居住宅専用部分の窓、扉、ドアなどの開口部にすべて鍵をかけている状態。
(5)「侵入盗被害」
施錠中の入居住宅専用部分に第三者が侵入した場合。または侵入した第三者が行う窃盗によって生じた盗取、毀損または汚損。
(6)「ストーカー被害」
会員がストーカー行為等の規制等に関する法律(平成12年法律第81号)第二条第一項の「つきまとい等」の被害を受け、警察に相談して警告を求める旨の申出をした場合で、警察署長等による警告が発令された場合もしくは告訴を行い受理された場合。
(7)「お見舞金」
当社と業務提携する不動産賃貸業者を仲介者とした賃貸借契約にもとづく「再入居費用」の一部費用負担金。
(8)「補償制度責任期間」
入居者との間で賃貸借契約に付随して補償制度が約定された日(更新による賃貸借契約日を含みます。)から本サービスの有効期間まで。

第3条(顧客名簿の管理と個人情報の取り扱いについて)
会員の個人データを記載した顧客名簿は、当社のデータベースにて適正に管理します。また、入居者に対する各種サービスの紹介のために、顧客名簿を協力関連会社等の第三者に通知する場合があることをあらかじめご了承ください。

第4条(お見舞金をお支払いできない場合)
次の各号の事由に該当する場合は、お見舞金を給付しません。
(1)会員の故意、重過失、犯罪行為、自殺行為、闘争行為に起因する被害
(2)会員及び会員の親族、使用人、同居人または上宿人が自らなし、または加担した行為
(3)地震、噴火、風水災、その他の天災
(4)会員または会員の親族以外の者が対象住居内にて在宅中の侵入盗被害
(5)入居住宅専用部分が施錠されていない間の侵入盗被害
(6)被害について警察への届出がない場合
(7)同一入居住宅専用部分において、補償制度責任期間中2回目以降の侵入盗被害またはストーカー被害
(8)侵入盗被害が未遂であった場合
(9)客観的に入居住宅専用部分に第三者が侵入したと判断できないまたは判断が困難な場合
(10)転居先が実家や知人宅等の場合
(11)ストーカー被害がストーカー行為等の規制等に関する法律での「つきまとい等」行為に該当しても警察署長等による警告が発令されない場合もしくは告訴がない場合
(12)入居日前の事故

第5条(お見舞金請求の受付)
1. 当社は、お見舞金請求の受付後、侵入盗被害対象事故の調査(本補償制度に関する各種問い合わせを含みます。)を行うものとし、会員は事故発生後、速やかに次の各項に掲げる事項を当社に報告する ものとします。
2. 当社は、会員から事故報告を受けた場合、以下の事項をご確認させていただきます。
(1)住所・氏名・電話番号・性別
(2)補償制度を約定した日(賃貸借契約日)・被害の発生日時と状況
(3)警察への盗難届けの有無
3. お見舞金の請求を行うときには、会員はお見舞金請求書に以下の四項を添えて当社に提出しなければなりません。
(1)公の機関が発行する受理番号
(2)ストーカー被害の場合は警察署長等が発行する警告を異議した証明書
(3)当社の定める事故報告書
(4)侵入盗被害を証明する書類
(5)転居先の賃貸契約書(写)
(6)その他当社が必要と認める書類

第6条(お見舞金の支払)
1. 当社の調査により、会員の申告した被害が補償制度の対象となる事故であると判断されたときは、再入居の費用の一部として、10万円を一律としてお見舞金を給付します。
2. 会員が侵入盗被害に遭い、そのまま住み続けることができず、一旦実家等に戻られた場合でも、6ヶ月以内に再度当社を仲介者とする物件に入居される場合は、10万円を一律としてお見舞金を給付します。
3. 本規約に定める補償制度に基づくお見舞金のお支払は、補償制度責任期間内ごとに1回で終了しますが、本サービスの有効期間内であれば、他のサービスは受けることができます。

第7条(入居者への通知)
当社は、入居者の賃貸借契約締結時に、賃貸借入居者負担金補償制度規約が記載された「安心入居サポート」申込書の控を交付します。

第8条(補償制度の対象範囲)
お見舞金の給付は、当社の指定する不動産賃貸業者を仲介者として再入居する場合のみに適用されます。

第9条(他の補償制度との関係)
本補償制度によるお見舞金の給付は、他の補償制度、保険等からの給付とは単純係に行うものとします。

令和1年9月1日　制定

安心入居サポート 加入申込書 兼 加入書

24時間・365日サポート

● **月額1,000**円(税別)

私は会員規約に同意し、個人情報の取扱いに関して確認致しましたので
ジャパンベストレスキューシステム株式会社の運営する安心入居サポートに
申し込みを致します。
※ 月会費の為、日割りでの精算はできません。

黒太枠内は、JBR NET専用ホームページのログイン時に必要となる項目です。

ご記入日	年　月　日
ご入居日	年　月　日

お申込人

フリガナ		性別	1.男　2.女
お申込人氏名 (ご本人署名)	印 ※名義の変更はできません。 ※法人契約の場合は、加入者を限定して頂き、右の同居家族欄にご記入下さい。	生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 年　月　日
フリガナ			
転居先 ご住所	〒 フリガナ マンション・アパート名 号室		
電話番号	(　　)　-	携帯電話番号	(　　)　-

同居家族

※同居している家族のみご記入下さい。

フリガナ			
氏名		生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日
フリガナ			
氏名		生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日
フリガナ			
氏名		生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日
フリガナ			
氏名		生年月日	1.明治 2.大正 3.昭和 4.平成 5.令和　年　月　日

住まいの緊急トラブルサポートアプリ
Living Link
(リビングリンク)

ご利用時に円滑な対応をする為、
電子会員証アプリケーション
「Living Link」のダウンロードを
お願い致します。

App Store▶　Google Play▶

●お問い合わせフリーダイヤル
0120-024-070

《個人情報の取り扱いについて》

販売店及びジャパンベストレスキューシステム株式会社は本件事業の運営において知り得た顧客等の個人情報について、個人情報保護法等の法令を厳守し、かつ善良な管理者の注意義務をもって管理するものとします。尚、取得した個人情報は、下記の利用目的に使用します。

(1) お客様よりご依頼を受けた各種サービスをご提供する為
(2) お客様に対して各種営業情報及び販促品等をご提供する為
(3) (1)に於ける各種サービスのご提供後に、メンテナンス、アンケート、その他事項等、改めてお客様と接触をする必要が発生した際の為
(4) お客様から頂いたご意見、ご要望にお答えする為

尚、次に掲げる場合、範囲外であっても利用または外部に提供する場合があります。

・お客様が同意されている場合
・個人情報保護法及びその他法令などにより必要と判断された場合

運営会社:ジャパンベストレスキューシステム株式会社

取り扱い店印	(備考欄)
パナソニックホームズ不動産株式会社　東京東営業所 担当者名:	

種別	858	プラン		申込区分	□新規	□変更

⑥ 新生活サポート申込書

パナソニック ホームズ不動産では、ご入居予定物件の『ライフライン』『インターネット導入』等、ご利用サービスのご連絡先を『スマサポコールセンター』よりご連絡させていただきます。
下記フリーダイヤルよりご連絡が入りますので、ご対応いただきますようお願いいたします。

SUMA
https://www.sumasapo.co.jp/

0120-769-525
よりご案内のお電話を差し上げます。

▼▼▼ 以下、ご記入ください ▼▼▼	
ふりがな	
契約者名（主入居者名）	男 ・ 女
生年月日	西暦　　年　　月　　日（満　　歳）
携帯電話	－　　－

■個人情報の取り扱いについて：株式会社スマサポ
お客様の情報は、弊社個人情報保護方針に基づきお取り扱いさせていただきます。お預かりした個人情報を、弊社が定める「プライバシーポリシー」に従い、適切に管理いたします。詳しくは弊社ホームページにてご確認ください。お客様ご本人から事前の同意・承諾を得ない限り、個人情報を第三者に提供することはございません。

西暦　　年　　月　　日

ご署名

■弊社記入欄

物件名		号室
物件住所	〒　　－	都道府県
契約開始日	西暦　　年　　月　　日（　　）	
設備環境	NET	□ネット無料　□CATV　□フレッツ光M/S　□キッズウェイ □空配管　□その他（　　）
	ガス	□都市ガス　□プロパンガス　□なし
	電気	□オール電化
	その他	□新築　□既築
管理担当店	パナソニック ホームズ不動産株式会社　東京東営業所　TEL：03-5807-7778	

⑨　暴力団等反社会勢力ではないこと等に関する表明・確約書

パナソニック ホームズ不動産株式会社　殿

1．私は、現在または将来にわたって、次の各号の反社会的勢力のいずれにも該当しないことを表明・確約いたします。

（1）暴力団
（2）暴力団員
（3）暴力団準構成員
（4）暴力団関係企業
（5）総会屋等 社会運動等標ぼうゴロ
（6）暴力団員でなくなってから5年を経過していない者
（7）その他前各号に準ずる者

2．私は、自らまたは第三者を利用して次の各号のいずれの行為も行わないことを表明・確約いたします。

（1）暴力的な要求行為
（2）法的な責任を超えた不当な要求行為
（3）取引に関して脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
（4）風説を流布し、偽計または威力を用いて貴社の信用を毀損し、または貴社の業務を妨害する行為
（5）その他前各号に準ずる行為

3．私は、これら各項のいずれかに反したと認められることが判明した場合、およびこの表明・確約が虚偽の申告であることが判明した場合は、催告なしで賃貸借契約が停止され、または解約されても一切異議を申し立てず、また賠償ないし補償を求めないとともに、これにより損害が生じた場合は、一切私の責任とすることを表明・確約いたします。

西暦　　年　　月　　日

住所

署名　　印